

## 「適正な電力取引についての指針」改定の主な内容

## 【全体について】

- 前回改定時（平成14年7月）以降の制度改正に合わせて記述を変更。
  - ・ 自由化範囲の拡大
  - ・ 行為規制の導入
  - ・ 中立機関の創設
  - ・ 卸電力取引市場の創設
  - ・ 同時同量制度の変更
  - ・ 経済融通の廃止
  - ・ 火力電源の入札制度の廃止 等
- コージェネレーションシステムの導入やオール電化をめぐる競争の進展に対応し、「V 自家発電設備を有する需要家の新增設等に関する適正な電力取引の在り方」の項目を「V 他のエネルギーと競合する分野における適正な電力取引の在り方」に変更。

## 【電気事業法関連部分】

- 「望ましい行為」及び「問題となる行為」として、主に以下の事項を追加。

## Ⅱ 託送分野における適正な電力取引の在り方

## [望ましい行為]

- ・ 託送供給の業務に関連した情報受付・情報連絡窓口の明確化
- ・ 託送供給の業務を行う従業員は発電部門又は営業部門の業務を行わないこと
- ・ 託送供給の業務に関して知り得た情報の厳格な管理及びマニュアルの作成・公表
- ・ 系統運用や系統情報の開示・周知等について社内ルールを作成・公表し、当該ルールを遵守して託送供給を行うこと
- ・ 託送供給に係る契約電力の設定の取扱いについて、合理的かつ客観的な基準を作成・公表し、これに基づいて統一的に行うこと
- ・ 上記の内容の卸電気事業者の振替供給業務に対する準用等

## [問題となる行為]

- ・ 託送供給の業務に関して知り得た他の電気供給事業者及び電気の利用者に関する情報を当該業務の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供すること
- ・ 託送供給の業務について、特定の電気供給事業者に対し、不当に優先的な取扱い

をし、若しくは利益を与え、又は不当に不利な扱いをし、若しくは不利益を与えること

- ・ 契約電力の設定に関する差別的取扱いを行うこと
- ・ 上記の内容の卸電気事業者の振替供給業務に対する準用

## V 他のエネルギーと競合する分野における適正な電力取引の在り方

[望ましい行為]

コージェネレーションシステムを含む自家発電設備の導入等

- ・ 電技省令と系統連系ガイドラインの技術要件を満たすこと
- ・ 系統連系協議の際の営業所における情報の適切な管理
- ・ 系統連系の際の弾力運用の考え方の公表
- ・ 系統連系の際の逆潮流電力に関する公平な取扱い

オール電化等

- ・ 供給約款等の合理的かつ客観的な運用基準を定め、公表すること

[問題となる行為]

オール電化等

- ・ 電力会社の負担による電線の地中化
- ・ 供給用変圧器室等の設置免除
- ・ ガス設備の撤去を条件とした、オール電化
- ・ 屋内配線工事費の負担
- ・ 集合住宅の売れ残り物件の買取り保証
- ・ 過剰な電化普及宣伝活動

## 【独占禁止法関連部分】

- 独占禁止法に関しては、最近の相談及び事件処理等を踏まえ、他のエネルギーと競合する分野における適正な電力取引の在り方について、次のような記述を追加。

[自家発電設備の導入又は増設]

現行指針において、一般電気事業者が、コージェネレーションシステム等の自家発電設備の導入等を不当に制限することに関して、独占禁止法違反となるおそれのある旨記述されていますが、その明確化を図るため、以下のような行為類型を追加。

- ・ 不当に蓄電池等の電力関連設備の価格を割り引くこと
- ・ 既存の需給調整契約を打ち切ること又は打ち切りを示唆すること
- ・ これまで高圧電線路での受電が認められていたにもかかわらず、特別高圧電線路

での受電に変更しないと電力供給を行わないことを示唆すること

[オール電化等]

一般電気事業者が、住宅等をオール電化とすることを条件として、正常な商慣習に照らして不当な利益の提供を行うこと、不当にオール電化とすることを取引条件とすること、あるいは、オール電化を採用する事業者に比して、それ以外の事業者を不当に差別的に取り扱うことは、ガス事業者の事業活動を困難にするおそれがある場合があり、例えば、以下のような行為は独占禁止法違反となるおそれがある旨明記。

- ・ オール電化を条件として、通常は負担しない電線の地中引込みに係る費用を負担すること等
- ・ オール電化を条件として、集合住宅について供給用変圧器室の設置を免除すること
- ・ オール電化を条件として、住宅等の屋内配線に係る工事費等を負担すること
- ・ オール電化を条件として、集合住宅等の売れ残り物件の買取り保証をすること

また、一般電気事業者が、正当な理由なく、オール電化の条件として、需要家に対して、需要家等の設備であるガスメーターやガス配管設備の撤去を求めることは、ガス事業者の事業活動を困難にするおそれがあることから、独占禁止法違反となるおそれがある旨明記。

# 適正な電力取引についての指針

平成17年5月20日

公正取引委員会

経済産業省



# 適正な電力取引についての指針

## 目次

第一部	適正な電力取引についての指針の必要性と構成	1
第二部	適正な電力取引についての指針	
I	自由化された小売分野における適正な電力取引の在り方	
1	考え方	4
2	公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為及び問題となる行為	
(1)	自由化対象需要家に対する小売供給・小売料金の設定	
ア	公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為 (適切な標準メニューの設定・公表)	5
イ	公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為	5
①	新規参入者への対抗	
②	特定の関係のある需要家への小売	
③	部分供給	
④	戻り需要時の不当な高値の設定等	
⑤	自家発補給契約の解除・不当な変更	
⑥	不当な最終保障約款	
⑦	需給調整契約の解除・不当な変更	
⑧	余剰電力購入契約の不当な変更等	
⑨	不当な違約金・精算金の徴収	
⑩	物品購入・役務取引の停止	
⑪	需要家情報の利用	
(2)	新規参入者への卸売	
ア	公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為	12
①	インバランス対応のバックアップ	
②	常時バックアップ	
イ	公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為	12
①	第一変動範囲内バックアップ	
②	第二変動範囲内バックアップ	
③	変動範囲外バックアップ	
④	常時バックアップ	
(3)	その他の行為	
ア	公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為	14
イ	公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為	14
II	託送分野における適正な電力取引の在り方	
1	考え方	15
2	公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為及び問題となる行為	
(1)	託送料金等についての公平性の確保	
ア	公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為	16
イ	公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為	16
①	託送料金の算定根拠	
②	連系線等の設備利用の拒否	
(2)	ネットワーク運営の中立性の確保	
(2) - 1	一般電気事業者の託送供給	
(2) - 1 - 1	一般電気事業者の託送供給業務に関して知り得た情報の目的外 利用の禁止	

ア	公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為	18
イ	公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為	19
(2) - 1 - 2	一般電気事業者の託送供給業務における差別的取扱いの禁止	
ア	公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為	20
イ	公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為	20
(2) - 2	卸電気事業者の振替供給	
(2) - 2 - 1	卸電気事業者の振替供給における情報の目的外利用の禁止	
ア	公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為	23
イ	公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為	24
(2) - 2 - 2	卸電気事業者の振替供給における差別的取扱いの禁止	
ア	公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為	24
イ	公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為	24

### Ⅲ 一般電気事業者の電気の調達分野における適正な電力取引の在り方

1	考え方	25
2	公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為	26
①	卸供給における不当な料金設定	
②	卸売事業者（IPPなど）に対する小売市場への参入制限	
③	卸売事業者（IPPなど）に対する優越的な地位の濫用	
④	一般電気事業者による発電設備の買取り	

### Ⅳ 規制が残る小売分野における適正な電力取引の在り方

1	考え方	27
2	適正な電力取引の観点から望ましい行為及び問題となる行為	
ア	適正な電力取引の観点から望ましい行為	27
イ	適正な電力取引の観点から問題となる行為	28

### Ⅴ 他のエネルギーと競合する分野における適正な電力取引の在り方

1	考え方	28
2	公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為及び問題となる行為	
(1)	自家発電設備の導入又は増設	
ア	公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為	29
イ	公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為	29
①	自家発電設備の導入又は増設の阻止等	
②	自家発電設備を有する需要家に対する不利益等の強要	
(2)	オール電化等	
ア	公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為	31
イ	公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為	31
①	一般電気事業者の恣意的な運用	
②	一般電気事業者の負担による屋内配線工事	
③	一般電気事業者による電化機器の過剰な普及宣伝活動	
④	一般電気事業者による不動産の買取り	
⑤	オール電化とすることを条件とした不当な利益の提供等	

## 第一部 適正な電力取引についての指針の必要性と構成

### 1 指針の必要性

- (1) 電力市場は、従来、電気事業法による参入規制によって小売供給の地域独占が認められるとともに、独占に伴う弊害については電気事業法上の業務規制（料金規制、供給義務等）によって対応してきた。

一方、平成7年度において電気事業法が改正され、卸分野における参入規制が原則撤廃され、卸入札制度及び卸託送制度が創設された結果、卸分野における供給者間の競争が導入された。

また、平成11年5月の電気事業法改正により、小売分野における部分自由化が導入され、特別高圧需要家への供給については、参入規制が撤廃されるとともに、料金規制も原則廃止された。

さらに、平成15年6月に改正された電気事業法に基づいて、制度改革が進められており、平成16年4月の高圧500kW以上の需要家への自由化範囲の拡大に続き、平成17年4月にも高圧50kW以上への更なる自由化範囲の拡大が行われる。また、同時期に、私設・任意の卸電力取引市場が開設されることなどにより、全国規模での電力取引の活性化や需要家の選択肢の拡大が期待されているところである。

電気事業制度改革によって、区域の一般電気事業者と新規参入者（特定規模電気事業者及び区域外の一般電気事業者など）との間で、自由化対象の需要家への供給を巡って競争が生じ、電気事業全体の効率化が図られ、すべての需要家の利益が増進されることが期待されている。

- (2) このような小売分野における新規参入による競争の導入に当たっては、一般電気事業者又は振替供給業務を行っている卸電気事業者が保有している既に日本全国をカバーしている送電ネットワークについては、競争の基盤として、新規参入者に対しても一般電気事業者自身と同一の条件により利用することが可能となるよう、その開放が不可欠となる。このため、平成11年に改正された電気事業法においては、一般電気事業者又は卸電気事業者が保有又は運用するネットワークについて、公平かつ公正な利用を保障する託送制度が設けられており、また、平成15年に改正された電気事業法に基づいて、平成17年4月にネットワーク部門の公平性・透明性の確保のための送配電等業務支援機関が開設される。

しかしながら、次のような電力市場の特徴から、託送制度のみを設ければ、現実に新規参入が起これば、電力市場が競争的に機能していくかどうかについて懸念が生じている。

- ① 現時点においても、電気の小売分野については既存の一般電気事業者が各供給区域内において100%近い市場シェアを有すること。

- ② 既存の一般電気事業者は10社、振替供給業務を行っている卸電気事業者は1社しかなく、これら事業者同士の意思の連絡がなくとも、同調的な行動をとる可能性があること。
  - ③ 新規参入者は、平成15年の電気事業法改正により、自営線による電気の供給が可能となるものの、営業部門と独占的に保有しているネットワーク部門を併せ持つ競争者としての一般電気事業者の託送に依存して競争せざるを得ないことから、一般電気事業者の適切な対応がなければ、不利な立場におかれること。
  - ④ 一般電気事業者は多数の電源やネットワーク制御システムを保有していることによって、新規参入者に比べて容易に負荷追従等が図れること。
- (3) このため、電力市場を競争的に機能させていくためには、何らかの方策を講じていくことが必要となる。この場合、電気事業法の事前規制で対応することも選択肢の一つとしては考えられる。しかしながら、経営の自主性が最大限発揮されることにより電気事業の効率化を図ることが一連の電気事業制度改革の基本的な理念であることから、電気事業法上、託送制度を設けたものの、自由化された市場における一般電気事業者に対する規制は原則廃止したところである。一方、市場における一般的なルールである独占禁止法により規制することも選択肢の一つとして考えられるが、同法は基本的には競争制限的行為を排除するものであり、電力市場を積極的に競争的に移行させていく役割を果たしていく上では一定の限界がある。
- したがって、独占禁止法上問題となる行為及び電気事業法上の変更命令の発動基準を明らかにすることにとどまらず、電気事業法及び独占禁止法と整合性のとれた適正な電力取引についての指針を示すことが必要となる。
- このような指針を示すことにより、電力市場における参加者にとっては、最大限の自主性を発揮できるためのフィールドが示される。電気事業法・独占禁止法違反に問われるという直接的な行政介入を未然に防止し、市場参加者が安心して経済取引を行えるような環境を整えることとなり、電気事業制度改革の理念である経営自主性の最大限の尊重・行政介入の最小化が図られることになる。
- (4) こうした趣旨にかんがみ、電気事業法を所管する通商産業省（現経済産業省）と独占禁止法を所管する公正取引委員会がそれぞれの所管範囲について責任を持ちつつ、相互に連携することにより、電気事業法及び独占禁止法と整合性のとれた適正な電力取引についての指針を作成することとした。
- (5) この指針の策定に当たっては、当初、次の点を基本原則とした。
- ① この指針が市場参加者に対するメッセージとしての意義を有することにかんがみ、具体的に想定される問題となり得る事例や具体的に表明された懸念に即して、適正な電力取引について具体的な指針を示していく。
  - ② 電力取引において初めて市場競争が本格的に導入されることから、あらかじめ

すべての行為を予測することは困難であるため、制度改革初期の段階において想定される行為を念頭におく。なお、市場構造が動的に変化していくに伴い、本指針については、必要に応じて見直しを行っていくこととする。

- (6) 平成11年の改正電気事業法が施行されて約5年が経過したが、制度改革は行われてきたものの、上記の懸念は解消されたとはいえない状況にある。また、一般電気事業者の一部の事業活動に関し、現行の指針に示されていない行為や制度改革時に想定されなかった一般電気事業者の行為について競争制限的であるとして新規参入者や需要家等から調査の申出等がなされている。

電力市場の現状は、新規事業者の参入や電気料金の低下が見られるなど競争が進展しつつあるものの、各々の需要家をめぐる営業活動では依然として供給区域の一般電気事業者と新規参入者との間で、活発な競争が生じているとは、必ずしも認められない状況にある。

また、一般電気事業者はガスを始めとする他のエネルギー分野における事業者やコージェネレーションシステムを含む自家発電設備を設置する需要家と競合関係にあり、このような状況において、公正な競争を阻害しているのではないかと懸念が生じている。

このため、これまで行政当局に提起されてきた紛争事例や行為規制などの平成15年に改正された電気事業法により導入された制度等を踏まえ、適正な電力取引の在り方を一般電気事業者、新規参入者、需要家等の関係者に対して一層具体的かつ明確に示すことがその最大限の経営自主性を発揮できる環境を整備するためには重要であるとの観点から、今般、公正取引委員会と経済産業省は、「適正な電力取引についての指針」の補足・充実を図るため、改定することとしたところである。

## 2 指針の構成

- (1) 指針は、①自由化された小売分野、②託送分野、③一般電気事業者の電気の調達分野、④規制の残る小売分野、及び⑤他のエネルギーと競合する分野の各分野に区分した上で、原則として次のような内容のものとする。

ア 総論として、基本的な考え方を明示する。

イ 各論として、電力市場を競争的に機能させていく上で望ましいと考えられる行為を示した上で、電気事業法上又は独占禁止法上問題とされるおそれが強い行為を示すとともに、一定の場合には電気事業法上又は独占禁止法上問題とならない旨を例示する。

- (2) なお、具体的なケースについては、市場や取引の実態を踏まえて、個別の判断が求められるものであり、これらを網羅的にあらかじめ明らかにすることは困難である。したがって、問題や紛争が生じた場合に、指針の趣旨・内容を勘案してケースバイケースで対応し、その判断の積重ねが指針の内容をより一層明確にし

ていくことになると考えられる。

## 第二部 適正な電力取引についての指針

### I 自由化された小売分野における適正な電力取引の在り方

#### 1 考え方

- (1) 平成11年の電気事業制度改革においては、供給者を選択し得ると考えられる需要家(特別高圧需要家)の獲得をめぐる、既存の一般電気事業者及び新規参入者の間で有効な競争が生じれば、効率的な電力供給が実現されるとの前提の下に、自由化対象需要家及び新規参入者に対する供給の条件について、原則、一般電気事業者が電気事業法上の規制を課さないこととした(注)。

したがって、一般電気事業者が、料金やサービス面で条件の合わない需要家及び新規参入者と取引しないことや、取引相手の求める電気の形態に応じた料金及び条件を設定することは、基本的に自由である。

(注) ただし、一般電気事業者は、その区域の自由化対象需要家のうち誰からも供給を受けることができない需要家に対しては、例外的に、電気事業法上最終保障約款により供給を行う義務を負うこととされている。また、新規参入者に対する卸売のうち、参入に当たって不可避免的に発生するものであり、一般電気事業者以外に行うことができないもの(具体的には、3%以内の同時同量未達分)及び不可避免的には発生しないものの、一般電気事業者以外に行うことが困難なもの(具体的には、3~10%の第二変動範囲内及び変動範囲外の同時同量未達分に係るバックアップ)については、電気事業法上、託送供給約款により供給を行うこととされている。

- (2) しかしながら、ネットワークを保有・運用する一般電気事業者がその供給区域内において100%近いシェアを有し、かつ、当該一般電気事業者間の競争が活発に行われていない状況においては、自由化対象需要家であっても、多くは既存の一般電気事業者が電力の供給を依存せざるを得ない。また、新規参入者においても、平成15年の電気事業法改正により、自営線による電気の供給が可能となるものの、新規参入に当たって既存の一般電気事業者が保有するネットワークを利用せざるを得ないほか、インバランス対応のバックアップ電力等を既存の一般電気事業者から受ける必要があるなど電気事業分野において事業活動を行うに当たっては既存の一般電気事業者に依存せざるを得ない。このような状況において、ネットワークを保有・運用する一般電気事業者が新規参入者と取引しようとする自由化対象需要家に対して従来の条件に比して不利益となる条件に変更したり、これを示唆したりする場合には、当該需要家は新規参入者との取引を断念せざるを得ず、また、新規参入者に対して、自己に比べて競争上不利にする条件

を設定する場合には、新規参入者の事業活動を困難にするおそれが強い。このような一般電気事業者の行為は、独占禁止法上又は電気事業法上問題があることから、以下に述べるような点を踏まえ、一般電気事業者の適切な対応が必要である。

## 2 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為及び問題となる行為

### (1) 自由化対象需要家に対する小売供給・小売料金の設定

#### ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為（適切な標準メニューの設定・公表）

一般電気事業者が、それぞれ個別に、自由化された小売分野において標準的な小売料金メニュー（以下「標準メニュー」という。）を広く一般に公表した上で、これに従って、同じ需要特性を持つ需要家群ごとに、その利用形態に応じた料金を適用することは、公正かつ有効な競争を確保する上で有効である。この場合、利用形態以外の需要家の属性（例えば、競争者の有無、部分供給か否か、戻り需要か否か、自家発電設備を活用して新規参入を行うか否か等）にかかわらず、すべての需要家を公平に扱うこととなるからである。

また、この標準メニューの内容が、従来の供給約款・選択約款や自由化後の規制部門における供給約款・選択約款の料金体系と整合的であることは、コストとの関係で料金の適切性が推定される一つの判断材料となる。

なお、最終保障約款の届出料金についても、このような適正に設定された標準メニューに準拠して設定されている場合には、電気事業法上の変更命令が発動される可能性は低い。

#### イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為

一般電気事業者が、以下に掲げる行為を行うことにより、新規参入者の事業活動を困難にし、市場（例えば、当該一般電気事業者の供給区域等）における競争を実質的に制限する場合には、私的独占に該当し、独占禁止法第3条の規定に違反することとなる。また、市場における競争を実質的に制限するまでには至らない場合であっても、以下の行為により、正当な理由なく新規参入者の事業活動を困難にするおそれがあるときには、個々の行為が不公正な取引方法に該当し、独占禁止法第19条の規定に違反することとなる。

この判断に当たっては、一般電気事業者が各供給区域内において100%近いシェアを有し、一般電気事業者間の競争がほとんど行われていないこと、及び一般電気事業者が自由化対象需要家に対して継続的に電気を供給していることを前提としていることに留意する必要がある。

（これらの点については、Ⅱ 託送分野における適正な電力取引の在り方、Ⅲ一般電気事業者の電気の調達分野における適正な電力取引の在り方、Ⅳ 規制が残る小売分野における適正な電力取引の在り方、Ⅴ 他のエネルギーと競合する分野にお

ける適正な電力取引の在り方においても同じ。)

### ① 新規参入者への対抗

一般電気事業者が、新規参入者と交渉を行っている需要家に対してのみ、公表された標準メニューに比べ、著しく低い料金を提示することにより、新規参入者の事業活動を困難にさせる行為は、独占禁止法上違法となるおそれがある（差別対価、不当廉売等）。

ただし、標準メニューを離れた料金であっても、より細かく個別の需要家の利用形態を把握した上で、当該顧客への供給に要する費用を下回らない料金を設定することは、原則として、独占禁止法上問題とならない。

(注) 事業者が顧客獲得活動において競争者に対抗して料金を引き下げることが、正に競争の現れであり、通常の事業活動において広く見られるものであって、その行為自体が問題となるものではない。

しかしながら、一般電気事業者がその供給区域において100%近い市場シェアを有する現状においては、こうした一般電気事業者が、効率的な費用構造を有する新規参入者への対抗手段として、当該新規参入者が交渉を行い又は交渉を行うことが見込まれる相当数の顧客に対し、当該顧客への供給に要する費用を著しく下回る料金を提示することによって当該顧客との契約を維持しようとする行為は、新規参入者の事業活動を困難にするおそれがあることから、独占禁止法上違法となるおそれがある。

### ② 特定の関係のある需要家への小売

一般電気事業者が、当該一般電気事業者の子会社等に対してのみ、公表された標準メニューに比べ、不当に低い料金を適用することにより、一般電気事業者の子会社等を著しく有利に扱うことは、独占禁止法上違法となるおそれがある（差別対価等）。

### ③ 部分供給（注）

(注) 部分供給とは、「複数の電気事業者の電源から1需要場所に対して、各々の発電した電気が物理的に区分されることなく、1引き込みを通じて一体として供給される形態」をいう。

#### (ア) 部分供給料金の不当設定

需要家等からの部分供給の要請に対して、従来メニューに比べ、正当な理由なく、高い料金を設定し、又は料金体系を不利に設定することは、需要家が一般電気事業者から全量供給を受けざるを得ず、新規参入者の事業活動を困難にさせるおそれがあることから、例えば、以下の場合には、独占禁止法上違法となるおそれがある（差別的取扱い、排他条件付取引等）。

- 一般電気事業者が、全量供給の場合においては、あらかじめ公表している標準メニュー（注）を適用する代わりに、又はそれに加え、需要形態に応じた多様なオプションメニューを設定・適用し、電力を供給している一方で、部分供給の場合においては当該部分供給の需要形態に応じたメニューを設定せず、正当な理由なく不利な料金体系を設定・適用すること。

（注）自由化対象需要家と一般電気事業者の契約形態等自由化分野の現状を踏まえると、一般電気事業者が公表しているメニューが、標準的なものであるとは必ずしも認められない場合がある。

- 従来料金に比べて、部分供給に変更したことに伴い経常的なコストアップが発生する場合に当該コストアップ以上に高い料金に変更すること又は変更することを示唆すること。
- 一般電気事業者からの電力供給に加えて、新規参入者からの部分供給を受ける需要家に対して、自家発電設備により需要を補う場合に比べて、需要形態が同様であるにもかかわらず高い料金に変更すること又は変更することを示唆すること。

#### （イ）部分供給の拒否

需要家等からの部分供給の要請を放置したり、交渉開始や交渉期間を殊更引き伸ばすこと、部分供給を拒絶することや、その条件を不当に厳しくすることにより事実上部分供給を拒絶することは、需要家が一般電気事業者から全量供給を受けざるを得ないこととなり、新規参入者の事業活動を困難にさせるおそれがあることから、独占禁止法上違法となるおそれがある（排他条件付取引等）。

また、需要家等からの部分供給の要請を受けた一般電気事業者が、当該需要家に部分供給する新規参入者に対して、自己から常時バックアップ供給を受けることを強要することは、独占禁止法上違法となるおそれがある（抱き合わせ販売、優越的地位の濫用等）。

#### （ウ）負荷追従を伴う部分供給の拒否

一般電気事業者が部分供給の申出に対してあらかじめ供給する量を定める供給形態を希望することは、直ちに独占禁止法上問題となるものではない。

しかしながら、電力の供給に当たっては、電力需要の変化に合わせて発電出力を調整する（負荷追従する）ことが必要であり、新規参入者から供給を受ける需要家に対して、一般電気事業者が、負荷追従を伴う部分供給を不当に拒否することは、需要家が一般電気事業者から全量供給を受けざるを得ず、新規参入者の事業活動を困難にさせるおそれがあることから、例えば、以下の場合には、独占禁止法上違法となるおそれがある（排他条件付取引等）。

- 負荷追従できない新規参入者から供給を受ける需要家に対して、一般電気事業者が事前に定めた供給量のみ部分供給を行うとすること。
- 負荷追従できない新規参入者から供給を受ける需要家に対して、一般電気事業者が供給割合に応じた負荷追従しか行わないこと。

#### (エ) 必要性を超えた事前通知の要請

一般電気事業者が負荷追従を伴う部分供給を行う場合に、一般電気事業者が自らの供給区域における需給のマッチングを行うという現行の電気事業制度を前提とすると、計画的な発電を行うため、新規参入者の予定供給量の事前通知を求める必要性があることに一定の合理性があることは否定できない。

しかしながら、託送供給約款上、新規参入者が一般電気事業者の送電線を利用して小売する際に、実際に供給された量が事前通知された予定供給量を一定以上下回った場合、変動範囲外バックアップ料金等が新規参入者に課せられることとなるので、一般電気事業者の日々の発電計画作成の必要性を超えた事前通知の期限、内容等を求めることは、新規参入者の事業活動を困難にさせるおそれがあることから、独占禁止法上違法となるおそれがある（差別的取扱い等）。

例えば、需要家に新規参入者の供給予定量について事前通知を求めることは、以下の場合には、独占禁止法上違法となるおそれがある。

- 一般電気事業者が発電計画を作成する観点及び系統運用上の観点から必要と認められる時刻より前に、新規参入者の供給予定量の事前通知を求めること。
- 一般電気事業者が発電計画を作成する観点から必要と認められる最小限の単位時間当たりの供給予定量に比べて、詳細に区切った単位時間当たりの供給予定量の事前通知を求めること。
- 事前通知に係る事務を新規参入者に委託することを禁止することにより、事前通知手続に過大な負担を課すこと。

#### ④ 戻り需要（注）時の不当な高値の設定等

一般電気事業者が、新規参入者から一般電気事業者に供給先を変更しようとする需要家（いわゆる戻り需要）に対して、公表された標準メニューに比べて、不当に高い料金を適用する又はそのような適用を示唆することは、需要家の取引先選択の自由を奪い、新規参入者が他に取引先を容易に見い出すことが困難となることから、独占禁止法上違法となるおそれがある。また、戻り需要に対して、交渉に応じず従来供給していた料金に比べて高い最終保障約款を適用することも、同様に、独占禁止法上違法となるおそれがある（差別対価等）。

ただし、戻り需要に対応するため、予備力を活用することに伴う合理的なコストアップを反映した料金を設定することは、原則として、独占禁止法上問題とならない。

（注）一度新規参入者と契約した需要家が再び一般電気事業者と電気の供給契約を求める場合の需要のことをいう。

#### ⑤ 自家発補給契約の解除・不当な変更

自家発電設備を有する需要家は、自家発電設備の故障等の際の電力補給のため、

自家発電補給契約を締結することが必要となるが、突発的な事態に対応するための供給予備力の保有が困難なこと、託送料金の負担などから一般電気事業者以外の事業者による類似のサービスの提供が実質的に困難な状況にある。

このような状況において、一般電気事業者が、新規参入者から電力の供給を受け、若しくは新規参入者に対して電力を供給し、又は自家発電設備を活用して新規参入を図ろうとする自家発電設備を有する者（以下「特定自家発電設備保有者」という。）に対して、自家発電補給契約を打ち切る若しくは打切りを示唆すること、又は従来料金より高く設定する若しくはそのような設定を示唆することは、自家発電設備を有する需要家が新規参入者との取引を断念せざるを得なくさせるものであることから、例えば、以下の場合には、独占禁止法上違法となるおそれがある（排他条件付取引、差別対価等）。

- 特定自家発電設備保有者に対して、自家発電補給契約を打ち切ること。
- 特定自家発電設備保有者との自家発電補給契約（単独の自家発電補給契約）の料金を、一般電気事業者からの全量供給に付随する場合の自家発電補給契約の料金と比較して、同じ需要形態であるにもかかわらず、高く設定すること。

## ⑥ 不当な最終保障約款

一般電気事業者が定める最終保障約款について、公表された標準メニューと比べて、不当に高いものである場合には、最終保障約款により供給を受ける需要家の利益を著しく阻害するおそれがあることから、電気事業法上の変更命令が発動される（電気事業法第19条の2）。

ただし、最終保障約款の適用を受ける需要家が戻り需要であり、これに対応するため、一般電気事業者が予備力を活用する状況にある場合には、標準メニューに比べて合理的なコストアップを反映した料金を設定することは、原則として、電気事業法上問題とならない。

## ⑦ 需給調整契約の解除・不当な変更

素材型製造業等を営む産業用電力の需要家の多くが一般電気事業者と需給調整契約（注）を締結しており、産業用電力の需要家の事業活動にとっては重要な契約になっている。また、新規参入者が電力を調達する先は、主として大規模な自家発電設備を設置する需要家であるが、そのほとんどすべてが一般電気事業者と需給調整契約を締結している状況にある。

（注）需給調整契約とは、需要家の負荷パターンを基に、ピーク時間帯の負荷を軽負荷時に移行させ、ピーク時間帯等における最大使用電力を従来より低く設定することにより、負荷平準化を確保するとともに一般電気事業者の需給状況の改善を図り、設備の効率的な運用に資することを目的とするメニューである。料金単価も、ピーク時間帯については他のメニューと比較して高額に、深夜等軽負荷時間帯については安価に設定されており、深夜の操業比率が高い製造業

等においては、こうした負荷パターンに相応した小さな料金負担となるメニューである。

一般電気事業者が需要家と需給調整契約を締結すること、又は契約を締結しないこと自体は、直ちに独占禁止法上問題となるものではない。しかしながら、このような状況のもと、一般電気事業者が、新規参入者から電力の供給を受けようとし、又は新規参入者に対して電力を供給しようとする自家発電設備を有する需要家との既存の需給調整契約を、正当な理由なく、打ち切る又は打ち切りを示唆することは、当該需要家が新規参入者との電力取引や自らの新規参入を断念せざるを得なくさせるものであることから、例えば、以下の場合には、独占禁止法上違法となるおそれがある（差別的取扱い、取引妨害等）。

- 需要家が一般電気事業者以外の新規参入者から部分供給を受ける場合に、一般電気事業者から供給を受ける負荷の形態が従来より悪化しないにもかかわらず、既存の需給調整契約を打ち切る又は打ち切ることを示唆すること。
- 余剰電力の販売先を既存の一般電気事業者から新規参入者に変更する自家発電設備を有する需要家に対して、一般電気事業者から供給を受ける負荷の形態が従来より悪化しないにもかかわらず、既存の需給調整契約を打ち切る又は打ち切ることを示唆すること。
- 自家発電設備の電力容量を増強して、余剰電力を新規参入者に販売する自家発電設備を有する需要家（従前、一般電気事業者から電力を購入していた場合を含む。）に対して、一般電気事業者から供給を受ける負荷の形態が従来より悪化しないにもかかわらず、既存の需給調整契約を打ち切る又は打ち切ることを示唆すること。
- 増強した自家発電設備の電力容量を活用して新規参入しようとする自家発電設備を有する需要家（従前、一般電気事業者から電力を購入していた場合を含む。）に対して、一般電気事業者から供給を受ける負荷の形態が従来より悪化しないにもかかわらず、既存の需給調整契約を打ち切る又は打ち切ることを示唆すること。

#### ⑧ 余剰電力購入契約の不当な変更等

一般電気事業者に卸売を行う事業者（卸電気事業者・卸供給事業者・自家発電設備を有する需要家等。以下「卸事業者」という。）は、発電電力の一部を新規参入者に卸売したり、直接需要家に供給することにより新規参入することが可能であり、電気事業分野における公正かつ自由な競争を促進する観点から、これらの事業者の参入が期待されているところである。

しかしながら、一般電気事業者が、新規参入者に卸売しようとし、又は直接需要家に供給しようとする卸事業者に対して、自己が供給を受ける分の購入契約を解除する若しくは解除を示唆すること、又は購入料金を引き下げる若しくはそのような引下げを示唆することは、卸事業者が新規参入者との取引を断念せざるを得なくさせるものであることから、独占禁止法上違法となるおそれがある（取引拒絶、差別対価等）。

なお、電源を保有する事業者が、全量を一般電気事業者に卸売する場合と異なり、その一部を小売に転用する場合であって、小売量の変動に伴う余剰電力量の変動が生じる場合には、一般電気事業者が全量購入時と比べて供給の安定性の低下を適正に反映した購入単価の引下げを行っても、直ちに独占禁止法上問題とならない。

#### ⑨ 不当な違約金・精算金の徴収

需要家との契約期間の設定や契約期間中における解約に係る違約金の設定をどのように行うかは、原則として事業者の自主的な経営判断に委ねられている。

しかしながら、需要家が新規参入者から電力の供給を受けるため既存契約を解約する場合に、不当に高い違約金・精算金を徴収することにより需要家が新規参入者との取引を断念せざるを得なくさせる場合があり、例えば、以下の場合には、独占禁止法上違法となるおそれがある（拘束条件付取引、排他条件付取引等）。

○ 負荷率別契約等の特別メニュー等の契約期間内において、新規参入者に契約を切り替える需要家に対して、解約までに享受した割引金額の返還を求める以外に不当に高い違約金・精算金を設定すること。

○ 需要家との間で付随契約（例：週末の料金を安くする特約）を締結する際、主契約と異なる時期に一般電気事業者が一方的に契約更改時期を設定することにより、当該需要家が新規参入者に契約を切り替える場合に精算金を支払わざるを得なくさせること。

#### ⑩ 物品購入・役務取引の停止

一般電気事業者が、物品・役務について継続的な取引関係にある需要家（例えば、発電設備、送電設備等電気事業に不可欠なインフラ設備の販売事業者）に対して、新規参入者から電力の供給を受け、又は新規参入者に対して余剰電力を供給するならば、当該物品の購入や役務の取引を打ち切る若しくは打切りを示唆すること、又は購入数量等を削減する若しくはそのような削減を示唆することは、当該需要家が新規参入者との取引を断念せざるを得なくさせるものであることから、独占禁止法上違法となるおそれがある（排他条件付取引等）。

また、一般電気事業者が、物品の購入や役務の取引について継続的な取引関係にある事業者であって、新規参入者に影響力を有する者（例えば、新規参入者と資本関係を有する者、新規参入者と取引している金融機関等）に対して、物品の購入や役務の取引を打ち切り、又は購入数量を削減すること又は削減することを示唆することにより、新規参入者に影響力を有する者を通じて、新規参入者の事業活動を拘束することも独占禁止法上違法となるおそれがある（取引妨害等）。

#### ⑪ 需要家情報の利用

一般電気事業者が、他の事業者がその事業活動に必要な自らの顧客の情報を、

当該顧客から情報の利用許諾を受けた他の事業者に対して営業部門に対する開示  
手続と同様の手続により開示しないことは、新規参入者等の事業活動を困難にさせ  
ることから、独占禁止法上違法となるおそれがある（差別的取扱い等）。

## （２）新規参入者への卸売

一般電気事業者による新規参入者への卸売については、①３％以内の同時同量未  
達分の卸売（第一変動範囲内「しわとり」バックアップ（注１））、②３～１０％の  
選択制の第二変動範囲内の同時同量未達分の卸売（第二変動範囲内バックアップ）、  
③変動範囲を超過する（注２）同時同量未達分の卸売（変動範囲外バックアップ）  
などのインバランス対応のバックアップ及び、④それ以外の継続的な卸売（常時バ  
ックアップ）がある。

このうち、①については、新規参入に当たって不可避免的に発生するものであり、  
一般電気事業者以外にこうした卸売を行うことができないことから、電気事業法に  
おいて託送に付随するものとして託送供給約款において定めることになっている。  
②及び③については、新規参入に当たって不可避免的には発生しないものの、やはり  
一般電気事業者以外にこうした卸売を行うことができないことから、同様に託送供  
給約款において定めることとなっている。④は電気事業法上規制されていない。

（注１）「しわとり」とは、一般電気事業者が、新規参入者による需要家への供給に  
おける需要量に対する発電量の不足分を補うことをいう。

（注２）３～１０％の第二変動範囲を選択しなかった場合は３％を超過することを  
指し、第二変動範囲を選択した場合は当該選択した変動範囲を超過すること  
を指す。

### ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為

#### ① インバランス対応のバックアップ

インバランス対応のバックアップ料金については、合理的なコストに基づいて  
設定されることが、公正かつ有効な競争の観点から望ましい。

#### ② 常時バックアップ

常時バックアップについては、実態的には小売における部分供給と同一のもの  
であると考えられることから、小売における標準メニューと整合的な料金が設定  
されることが、公正かつ有効な競争の観点から望ましい。

### イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為

#### ① 第一変動範囲内バックアップ

適切なコストに基づかず、不当に高い価格を設定することは、新規参入者が託送供給を受けることを著しく困難にするおそれがあることから、電気事業法上の変更命令が発動される（電気事業法第24条の3）。

## ② 第二変動範囲内バックアップ

適切なコストに基づかず、不当に高い価格を設定した場合及び基本料金を設定するに当たって、その設定に用いている固定費回収率が、小売料金の基本料金部分に含まれている固定費回収率と比較して、不当に大きい場合は、新規参入者が託送供給を受けることを著しく困難にするおそれがあることから、電気事業法上の変更命令が発動される（電気事業法第24条の3）。

## ③ 変動範囲外バックアップ

設定に用いている稼働時間が変動範囲外の使用実態を勘案したものになっていない場合、季節別時間帯別に展開する方法が合理的なものでない場合、及び季節別時間帯別に展開した料金率が、超過インバランスの発生に対して、著しく大きなペナルティ性を有していると認められる場合は、新規参入者が託送供給を受けることを著しく困難にするおそれがあることから、電気事業法上の変更命令が発動される（電気事業法第24条の3）。

また、インバランス対応のバックアップは、一般電気事業者以外の事業者にとって、その供給が困難な状況の下、一般電気事業者が供給を拒否し、又は不当に高い料金を設定する行為は、新規参入者の事業活動を困難にさせるおそれがあることから、独占禁止法上違法となるおそれがある（取引拒絶等）。

## ④ 常時バックアップ

電力の卸売市場が未整備であり、既存の一般電気事業者が新規参入者及び需要家に供給し得る発電設備のほとんどすべてを確保し、かつ既存の一般電気事業者の供給区域を越えて競争が行われていない状況においては、新規参入者が常時バックアップの供給元を一般電気事業者以外に見いだすことが困難であることから、ほとんどの新規参入者は、常時バックアップを既存の一般電気事業者に依存せざるを得ない状況にある。

このような状況において、一般電気事業者に供給余力が十分にあり、他の一般電気事業者との間では卸売を行っている一方で、新規参入者に対しては常時バックアップの供給を拒否し、正当な理由なく供給量を制限し又は不当な料金を設定する行為は、新規参入者の事業活動を困難にさせるおそれがあることから、例えば、以下の場合には、独占禁止法上違法となるおそれがある（取引拒絶、差別的取扱い等）。

(注) 取引拒絶等に該当するかどうかは、平成17年4月から開始される卸電力取引市場等の電力の卸売市場の動向等を踏まえて、個々の取引における一般電気事業者の行為が不当に新規参入者の事業活動を困難にさせるおそれがあるかどうかにより判断されることになる。

○ 新規参入者に対して、常時バックアップの供給を拒否し、又は正当な理由なくその供給量を制限すること。

○ 同様の需要形態を有する需要家に対する小売料金に比べて高い料金(注)を設定すること。

(注) 常時バックアップ料金の不当性の判断においては、常時バックアップにおいては発生しない需要家の供給に係る託送費用や営業費用を減じないなど、費用の増減を適正に考慮しているかどうかを含めて評価することとなる。

○ 複数の需要家へ供給している新規参入者に対する常時バックアップ供給について、新規参入者が当該常時バックアップ契約を一本化するか別建てにするかを選択できないようにすること。

○ 複数の需要家へ供給する新規参入者に対する常時バックアップ供給について、新規参入者が常時バックアップ契約の別建てを求めているにもかかわらず、一般電気事業者が一本化しか認めず、期限付きの需要の終了に伴い契約電力を減少させた場合に新規参入者に対し精算金を課すこと。

### (3) その他の行為

#### ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為

需要家情報へのアクセスの公平性の観点から、一般電気事業者は新規参入者に対して需要家情報を提供する窓口を設け、需要家の許諾のもと利用可能な情報の項目、情報提供申込みに必要な書類、様式、回答に必要な期間等手続についてあらかじめ定め、公表しておくことが公正かつ有効な競争の観点から望ましい。

#### イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為

一般電気事業者が、営業活動の中で不当な情報(例えば、新規参入者の電気については停電が多い、電圧・周波数が不安定である等)を需要家に提供することによって、新規参入者と需要家の取引を妨害することは、独占禁止法上違法となるおそれがある(取引妨害)。

なお、電力システムの安定については、①託送制度上、新規参入者は需要家に対する同時同量の供給を守る義務があり、同時同量の供給が守れない事業者は新規参入ができないこと、②一般電気事業者は、システム安定をネットワーク全体の管理によって維持しており、新規参入者はそのためのコストを託送に付随するサービス(アンシラリーサービス)として負担することにより担保されている。

## Ⅱ 託送分野における適正な電力取引の在り方

### 1 考え方

(1) 公正かつ有効な競争の観点からは、一般電気事業者自身の内部取引と同一の条件の下に、新規参入者に対してネットワークが開放されることが不可欠である。具体的には、託送料金と給電指令等ネットワーク運用の両面において、こうした公平性が求められる。

① 電気事業法において、託送料金に関しては、一般電気事業者に、託送及びこれに付随するバックアップ（第一変動範囲内、第二変動範囲内、及び変動範囲外）の料金その他の供給条件について、託送供給約款を定め、経済産業大臣に届け出ることを義務づけ、新規参入者による託送供給の利用が困難であるなど託送供給約款の内容が不適切な場合には、経済産業大臣による変更命令が発動されることとされている。

② ネットワーク運用に関しては、一般電気事業者が正当な理由なく託送を拒んだ場合には、経済産業大臣による託送命令が発動されることとされている。また、託送分野における禁止行為として、託送供給業務において知り得た情報の目的外利用及び託送供給業務における差別的取扱いを禁止（電気事業法第24条の6）しており、経済産業大臣はこれらに違反する行為があると認めるときは当該行為の停止又は変更の命令が発動できることとされている（卸電気事業者の振替供給業務においても上記行為規制は準用される。）。

（注）新規参入者と一般電気事業者との間でネットワークの運用を巡って紛争が生じた場合、まずは当事者間で紛争解決が図られるが、それでも紛争が解決しない場合には、最終的には経済産業省が電気事業法によって紛争処理を行うこととなる。その際には、紛争の原因となった事実・判断に関して、一般電気事業者がネットワークの情報を一元的に管理していることを踏まえ、一般電気事業者は十分に説明を行うこととする。

③ さらに、ネットワーク運用に関する公平・透明なルールの策定等を行う送配電等業務支援機関に係る制度が導入され、ネットワーク運用者である一般電気事業者は、送配電等業務支援機関が策定した運用ルールを踏まえて自社ルールを整備し、送配電等業務を行うこととなる。送配電等業務支援機関の運営について、経済産業大臣はその公平性・透明性が確保されていないと認める場合は、監督上必要な命令を発動する等の対応を行うことができることとなっている。

(2) これらの点については、電気事業法上の託送供給約款の届出・変更命令、託送命令のスキーム、行為規制、及び送配電等業務支援機関に係る制度により担保されるものであるが、公正かつ有効な競争の観点から、次に述べる点を踏まえ、一般電気事業者の適切な対応が必要である。

## 2 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為及び問題となる行為

### (1) 託送料金等についての公平性の確保

#### ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為

一般電気事業者が設定する託送料金については、合理的なコストに基づき、可能な限り利用形態を反映した料金を設定した上で、利用形態に応じて一般電気事業者と新規参入者が同一のコストを負担する場合には、公正かつ有効な競争の観点から望ましい。

また、一般電気事業者は、あるひとつの需要場所に対して供給する場合の託送料金負担について、新規参入を検討している者や新規参入者からの電気の購入を検討している需要家からの問い合わせがあった場合、これに応じることが、公正かつ有効な競争の観点から望ましい。なお、こうした問い合わせに対して一般電気事業者の託送供給業務を行う部門が対応する場合には、営業部門等他部門との情報遮断を厳格に行うことが適当である。さらに、透明性の確保の観点から、一般電気事業者は、自由化対象の需要家への請求書又は領収書に託送料金相当支払分を明記することが望ましい。

(注) なお、電気事業法上非規制となっている自己託送についても、同じネットワークの利用であることから、一般電気事業者が自主的に、自己託送の条件を小売託送の条件と比較して整合性のとれたものとするのが、公正かつ有効な競争の観点から望ましい。

#### イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為

##### ① 託送料金の算定根拠

新規参入者が託送供給を受けることを著しく困難にするおそれがあることから、例えば以下の場合には、電気事業法上の変更命令が発動される（電気事業法第24条の3）。

- フォワード・ルッキング・コストとして織り込むべき要素（過去の費用実績、原価算定期間における経営効率化の見込み、原価算定期間における技術革新の見込み、原価算定期間における需要見込み、原価算定期間におけるインフレ率等のマクロ経済指標の見込み等）が不適当な場合
- 原価算定期間の設定が不適切な場合
- 託送供給料金の算定において一般電気事業者が届け出る事業者の実情に応じた基準が、一般電気事業託送供給約款料金算定規則に照らし不適切なものである場合
- 託送供給料金が一般電気事業者自身の負担するコストとの間で公平性を欠く場合で、需要種ごとの基準託送供給料金について、当該一般電気事業者自身

が同様の利用形態でネットワークを利用した場合のコストに比べて不当な格差が存在すると認められる場合

- 託送供給料金の原価に算入される法第二十四条の三の規定による振替供給に係る精算費用の算定について、一般電気事業者間における振替供給に係る費用の算定に関する省令に基づき一般電気事業者から提出された内容が不適切な場合
- 「託送供給に関する契約及び給電指令のための基準等について（仮称）」に基づいた供給条件の設定が不相当であり、特定規模電気事業を営もうとする者又は営む者が一般電気事業者と公平な条件により託送供給を受けることができないと認められる場合。
- 当該託送供給約款において定められている料金率や計算式をもって、使用量等に応じた料金が計算可能でない場合
- 当該託送供給約款における「託送供給利用ルール」に基づいた工事費負担等の供給条件の設定が不相当であり、特定規模電気事業を営もうとする者又は営む者が一般電気事業者と公平な条件により託送供給を受けることができないと認められる場合
- 託送供給料金が一般電気事業託送供給約款料金算定規則に基づいて定められていることを前提とした上で、正当な理由に基づいて区別を行う場合を除き、すべての託送供給利用者に対して平等でない場合
- 2年程度にわたり、毎年の送配電部門の収支に超過利潤又は欠損が発生している場合、又は、送配電部門の想定総原価と送配電部門の費用実績に乖離が生じている場合で、翌年度に託送供給料金の再推計を行わない合理的な理由が存在しない場合。ただし、電力会社は、平成12年から平成16年にかけて、経営効率化努力の結果、約2年毎に全国平均約7%の引き下げ改定を実施。こうした託送供給料金の引き下げ改定実績が見られる場合、又は、経営効率化計画等での言及において託送供給料金算定に関して同様の効率化の見通しが表明される場合には、原則として該当しない。
- 原価算定期間を経過してもなお託送供給料金の算定の諸元となる費用の再推計を行わないことについての説明が合理的かつ十分なものでない場合
- 託送供給約款に、振替供給、特殊設備、振替ロスに係る料金等広域的な電力流通の円滑化に支障がある事項が記載されている場合。

なお、上記の判断に当たっては、以下の情報を勘案することとする。

- ・ 特定規模電気事業を営む者と託送供給を行う一般電気事業者の間に託送供給約款の設定について紛争が生じ、当事者間で解決できず、経済産業省に紛争が持ち込まれた場合において、「紛争処理ガイドライン」に基づいた過程において得られた情報

## ② 連系線等の設備利用の拒否

連系線や周波数変換設備（以下「連系線等」という。）については、送配電等業務支援機関により、その空容量等の公開や、事業者の連系線等利用に関する送電容量管理・調整がなされる。これら業務の運営が公正かつ適確な実施を確保するために必要があると認めるときには、経済産業大臣は機関に対し監督上必要な命令を行うこととなる（電気事業法第99条の3）。

## （２）ネットワーク運営の中立性の確保

### （２）－１ 一般電気事業者の託送供給

#### （２）－１－１ 一般電気事業者の託送供給業務に関して知り得た情報の目的外利用の禁止

##### ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為

- ① 託送供給の業務に関連した特定規模電気事業を行う者との情報連絡窓口は電気の販売営業活動又は契約等を行う部門（以下「営業部門」という。）ではなく、送電サービスセンター・給電指令所とする。また、託送供給の業務に関連した電気供給事業者（新規に供給事業を営もうと意図している者も含む。）との情報受付・情報連絡窓口を明確化する。
- ② 送電サービスセンター、給電指令所、接続検討又は系統接続工事の実施等の電力流通設備建設に係る計画に関連する業務を行う部門等において託送供給の業務を行う従業員は、発電部門又は営業部門の業務は行わない。ただし、供給設備の事故や非常災害時等、緊急的に供給支障を解消することが必要な場合、営業部門に属する者が送配電部門の業務を行うことを妨げるものではない。
- ③ 上記②に掲げるもののほか、一般電気事業者は、現在、営業部門と連携して行われている一般電気事業者の配電業務の過度の硬直化・非効率化を招かないように留意し、連携して行う必要のある業務については、当該業務を明確化する。
- ④ 託送供給の業務に関して知り得た他の電気供給事業者及び電気の利用者に関する情報（以下「関連情報」という。）の遮断のため、託送供給の業務を行う従業員は、関連情報の記載のある文書・データを厳重に保管し、託送供給の業務を行う部門から他部門への関連情報の伝達及び両部門間の関連情報の共有（社内文書交換、共通サーバへのアクセス等）等を厳格に管理する。また、託送供給の業務を行う部門は、他部門とは別フロアーにする等により、物理的に隔絶する。
- ⑤ 託送供給の業務を行う部門と発電部門・営業部門との人事交流に当たっては、関連情報についての両部門間の情報遮断を確保するため、行動規範を作成し、当該従業員に遵守させる。なお、両部門を統括するような地位にある従業員、経営者等についても行動規範を遵守させる。
- ⑥ 送電サービスセンター又は給電指令所に提供された関連情報について、託送供給の業務を遂行するため当該業務を行う部門から他部門に依頼・伝達せざるを得

ない場合、電気供給事業者や関連する発電所・電気使用者の名称等データを特定する必要のないものを送電サービスセンター又は給電指令所において符号化して業務依頼等を行うなどの対応により、当該情報を他部門が目的外に活用できないように厳格に管理する。

- ⑦ 託送供給の業務を行う部門と他部門との関連情報の遮断に関して、社内規程又は社内マニュアルを作成し、公表する。また、当該社内規程等の遵守状況に係る管理責任者を選任し、公表する。
- ⑧ 卸電力取引市場において供給力の調達・販売を行うトレーディング部門は、発電部門・営業部門の一部と位置付け、送配電部門と関連情報の遮断を確保する。

## イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為

託送供給の業務に関して知り得た他の電気供給事業者及び電気の利用者に関する情報を当該業務の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供する行為があると認められる場合は、一般電気事業者に対し、当該行為の停止又は変更の命令が発動される（電気事業法第24条の6）。

「託送供給の業務に関して知り得た他の電気供給事業者及び電気の利用者に関する情報」とは、他の事業者が知り得た場合に当該事業者の行動に影響を及ぼし得る情報で、例えば、以下の情報及びこれらに基づき計算される情報等をいう。

- ① 他の電気供給事業者の電源（契約により調達するものを含む。以下同じ。）及び電源開発の状況
  - (a) 電源の接続予定地点、運転開始予定時期、最終規模
  - (b) 個別電源毎の想定休廃止時期
  - (c) 個別電源の発電機の仕様（電気系、機械系）、発電機制御系の仕様、変圧器の仕様、構内の系統構成等
- ② 他の電気供給事業者の電源運用計画、出力配分及び作業条件等
  - (a) 電源運用計画（電源作業停止計画、電源並入予定（年間、月間、週間、前日、当日）等）
  - (b) 発電機出力分配、発電機運転状態
  - (c) 電源作業条件、制約条件
  - (d) 託送の状況（託送電力量、インバランス量、発電機事故状況等）
- ③ 他の電気供給事業者の電気の利用者の需要動向・需要実績等
  - (a) 需要動向（負荷率、個別需要家の需要見通し、需要家及びその規模の分布等）
  - (b) 需要実績（最大電力、年（日）負荷率、負荷変動状況、個別需要家の動向等）
  - (c) 託送の状況（託送電力量、近接性評価割引対象電力量等）

「当該業務の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供する行為」とは、例えば、当該情報を以下のような目的に利用することをいう。

- ① 他の電気供給事業者の経営状況の把握
- ② 他の電気供給事業者に対抗した電力供給の提案
- ③ 他の電気供給事業者の特定の需要家を特に対象とした営業活動
- ④ 他の電気供給事業者の需要家を自己又は自己の関係事業者に転換させ、又は他の電気供給事業者の契約変更を阻止する等のために利用すること
- ⑤ 電力市場において自己又は自己の関係事業者に有利な取引結果を現出させるために利用すること

また、託送業務を行う一般電気事業者の送電部門は、託送サービスを受けようとする新規参入者から、需要家や需要規模等需要面及び発電所や発電規模等供給面についての情報の提供を受けることとなる。このため、送電部門は、新規参入者との託送交渉の過程において、当該新規参入者やその顧客に関する情報を知り得る立場にある。

このような状況において、一般電気事業者が、新規参入者との託送に関する業務を通じて得た当該新規参入者やその顧客に関する情報を、一般電気事業者の営業部門や他の事業部門が事業活動に利用することにより、新規参入者の競争上の地位を不利にすることは、その事業活動を困難にさせるおそれがあることから、独占禁止法上違法となるおそれがある（取引妨害等）。

## （２）－１－２ 一般電気事業者の託送供給業務における差別的取扱いの禁止

### ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為

- ① 系統運用や系統情報の開示・周知等について、送配電等業務支援機関の定める基本的な指針を踏まえて、電気供給事業者すべてに適用される社内ルールを定め、それを公開し、当該ルールを遵守して託送供給を行う。
- ② 託送供給に係る契約電力の設定及び変更の取扱いについて、合理的かつ客観的な基準を作成・公表し、それに基づいて統一的に行う。

### イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為

託送供給の業務について、特定の電気供給事業者に対し、不当に優先的な取扱いをし、若しくは利益を与え、又は不当に不利な取扱いをし、若しくは不利益を与える行為があると認められる場合は、一般電気事業者に対し、当該行為の停止又は変更の命令が発動される（電気事業法第24条の6）。

「特定の電気供給事業者に対し、不当に優先的な取扱いをし、若しくは利益を与え、又は不当に不利な扱いをし、若しくは不利益を与える行為があると認められる場合」とは、例えば、以下のような場合をいう。

- ① 送配電部門の個別ルールの差別的な適用

地域間連系線増強に係る計画調整プロセス、系統アクセスの検討、系統運用等において、例えば、以下のように、一般電気事業者の発電・営業部門（卸電力取引所において供給力の調達・販売を行うトレーディング部門を含む。以下同じ。）と他の電気供給事業者とを不当に差別的に取り扱った場合。

(a) 一般電気事業者の発電・営業部門と他の電気供給事業者で、系統アクセスの検討に関して、検討に要する期間が不当に異なる、検討の内容が不当に異なる、条件を変更した場合の対応が不当に異なる、回答の内容が不当に異なる、適用する判断基準や技術基準が不当に異なる、費用負担が不当に異なる又は計画を撤回した場合の取扱いが不当に異なる場合。

(b) 一般電気事業者の発電・営業部門と他の電気供給事業者で、異なる条件で給電指令をかける等、系統運用に関して不当に差別的に取り扱った場合（注1）。

（注1）送配電等業務支援機関が策定した原子力発電等の長期固定電源に関する優先給電指令に関する基本的な指針に従う場合には、原則として問題とならない。

(c) 一般電気事業者の発電・営業部門と他の電気供給事業者で、送電線の補修、計器工事に関する事前調整や情報の提供について不当に差別的に取り扱った場合。

(d) 一般電気事業者の発電・営業部門と他の電気供給事業者で、送電容量の利用に関して不当に差別的に取り扱った場合（注2）。

（注2）送配電等業務支援機関が策定した原子力発電等の長期固定電源に関する空容量の優先配分に関する基本的な指針に従う場合には、原則として問題とならない。

(e) 一般電気事業者の発電・営業部門と他の電気供給事業者で、系統アクセスの申込みに対して、正当な理由なく送電線を迂回して立地する等により、地内送電線及び連系送電線の整備等に関して不当に差別的に取り扱った場合。

② 送配電部門が所有する情報の差別的な開示・周知

託送料金の改定、系統情報等の送配電部門が保有する情報の開示・周知において、例えば、以下のように、一般電気事業者の発電・営業部門と他の電気供給事業者とを不当に差別的に取り扱った場合。

(a) 一般電気事業者の発電・営業部門と他の電気供給事業者で、系統アクセスの検討の際に事前に開示する情報（例えば、送電線ルート、予想潮流、空容量、送電線建設予定等に関する情報）に差がある場合（注3）。ただし、立地点、連系電圧、連系対象設備の規模等アクセス検討の対象の差により開示する情報に差が生じる場合はこの限りでない。

(b) 一般電気事業者の発電・営業部門と他の電気供給事業者で、電力潮流状況に関する情報の開示に不当に差がある場合（注4）。なお、送配電等業務支援機関の情報の開示が、一般電気事業者の発電・営業部門と他の電気事業者で不当に異なる場合には、送配電等業務支援機関に対して、支援業務の公正かつ的確な実施を確保するために必要があると認めるときとして、当該支援機

関に電気事業法に基づき監督上必要な命令が発動される（電気事業法第99条の3）。

（注3、注4）送配電等業務支援機関が策定した情報開示に関する基本的な指針に従い、情報セキュリティの確保の観点から、開示することが適当でない場合において当該情報を開示しない場合には、原則として問題にならない。

(c) 一般電気事業者の発電・営業部門と他の電気供給事業者で、例えば、新託送料金の公表後、直ちに一般電気事業者の営業部門が新料金メニューによる営業活動を行う場合等料金改定や条件変更に関する情報の事前の周知に不当な差がある場合。

(d) 一般電気事業者の発電・営業部門と他の電気供給事業者で、送配電部門が保有する電気の利用者に関する情報（例えば、実績日負荷データ）の開示が不当に差別的に取り扱われている場合。

### ③ 需要家への差別的な対応

送配電部門の停電対応（停電状況の問い合わせ、停電復旧の順序等）、メーターの交換等において、例えば、以下のように、一般電気事業者の需要家であるか他の電気供給事業者の需要家であるかにより不当に差別的に取り扱った場合。

(a) 送配電部門の停電対応（停電状況の問い合わせ、停電復旧の順序等）に関して、一般電気事業者の需要家であるか他の電気供給事業者の需要家であるかにより不当に差別的に取り扱った場合（なお、結果として、停電復旧の順序が異なること自体が問題があるわけではない。）。

(b) 需要家に設置されている計量器の交換の可否や交換時期に関して、一般電気事業者の需要家であるか他の電気供給事業者の需要家であるかにより不当に差別的に取り扱った場合。

### ④ 託送料金メニュー・サービスの提供における差別的な対応

託送供給契約における託送料金メニューの提供、託送供給の業務におけるサービスの提供等において、例えば、以下のように一般電気事業者の発電・営業部門と他の電気供給事業者とを不当に差別的に取り扱った場合。

(a) 託送供給契約において、電気供給事業者が需要家ごとに時間帯別送電サービスメニューを選択できないことにより、一般電気事業者が需要家ごとに選択可能なサービスとして自らの需要家に対して提供している時間帯別サービスと同等のサービスを電気供給事業者が提供できなくなる場合。

(b) 託送供給契約において、電気供給事業者が1年未満の契約期間での契約ができない又は1年未満の期間で契約を解約して精算することができないことにより、一般電気事業者が自らの需要家に提供している臨時電力又は臨時精算と同等のサービスを電気供給事業者が提供できなくなる場合。

(c) 託送供給の業務において、一般電気事業者の送配電部門からの電力使用量の連絡の時期・方法が、一般電気事業者の営業部門と電気供給事業者の間で不当に異なることにより、一般電気事業者が自らの需要家に提供している電

力使用量の通知サービスと同等のサービスを電気供給事業者が提供できなくなる場合。

- (d) 託送供給に係る契約電力の設定及び変更の取扱いについて、一般電気事業者の営業部門であるか他の電気供給事業者であるかにより異なる基準で行われる場合。

また、一般電気事業者による託送手続の不当遅延又は連系線等の設備利用の拒否等については、例えば、以下のような場合には、新規参入者の事業活動を困難にさせるおそれがあることから、独占禁止法上違法となるおそれがある（取引拒絶、差別的取扱い等）。

- 一般電気事業者が、例えば、託送に当たって必要となる情報を十分開示せず、又は託送に必要な機材を調達せず託送手続を遅延させるなど実質的に託送を拒否していると認められる行為、あるいは、情報の開示や手続について新規参入者を自己に比べて不利にさせるような取扱いを行うこと。
- 一般電気事業者が、新規参入者からの連系線等の利用の申請に対して、正当な理由がないにもかかわらず、その利用又は最小利用可能電力や利用可能電力の契約単位を制限すること。

## (2) - 2 卸電気事業者の振替供給

卸電気事業者は、一般電気事業者に対して行うその一般電気事業の用に供する振替供給の業務に対して、他の電気供給事業者に係わる情報を知り得ることとなること、並びにいかなる一般電気事業者についても公平に取り扱うこと及び卸電気事業者が振替供給を利用させる一般電気事業者が行う託送供給を利用する特定の電気事業者についても公平に扱うことが求められることから、電気事業法第24条の7において「一般電気事業者の託送供給に伴う禁止行為」（同法第24条の6）を準用することとしたものである。なお、本ガイドラインが発出される時点で「卸電気事業者の振替供給の業務」を行っている事業者は電源開発株式会社のみである。

### (2) - 2 - 1 卸電気事業者の振替供給における情報の目的外利用の禁止

#### ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為

上記(2) - 1 - 1における一般電気事業者の託送供給に関する「公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為」を準用するものとする。その際、「託送供給」とあるのは「振替供給」と、「特定規模電気事業」とあるのは「一般電気事業」と、「送電サービスセンター」とあるのは「振替供給関係情報連絡窓口」と、「送配電部門」とあるのは「送変電部門」と読み替えることとする。なお、一般電気事業者の託送供給に関するア③については、卸電気事業者の振替供給においては配電業務が存在しないことから対象外となる。

#### イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為

卸電気事業者の振替供給の場合には、一般電気事業者と異なり、

- ・ 卸電気事業者は、自社のネットワーク設備の運用を行い、直接需要家に対して電気の供給を行っているわけではない。
- ・ 卸電気事業者は、特定規模電気事業者から、託送供給の申込みや電源の接続検討の依頼を、直接的に受けるわけではない。
- ・ 卸電気事業者は、ネットワーク運用（他社電源や個別需要の状態監視や給電指令）を行っているわけではない。

ことから、その「振替供給の業務に関して行うことのできる行為」についてはおのずと限定されたものとなる。

しかしながら、卸電気事業者は、その振替供給の業務の実施に当たり、自社の送変電設備の整備、運転、保守を行っていることから、一般電気事業者に対する「公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為」を準用すれば、

- ① 当該送変電設備への他の電気供給事業者の電源接続に伴い知り得た電源及び電源開発の状況等
- ② 当該送変電設備の作業停止計画調整に伴い知り得た他の電気供給事業者の電源運用計画（電源作業停止計画、電源並入予定等）
- ③ 当該送変電設備の運転を通じて知り得た他の電気供給事業者の託送の状況（振替電力量、発電機事故状況等）

の情報について、当該業務の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供する行為があると認められる場合は、一般電気事業者と同様に、当該行為の停止又は変更の命令が発動される（電気事業法第24条の7における一般電気事業者の託送供給に関する禁止行為の規定の準用）。

## （2）－2－2 卸電気事業者の振替供給における差別的取扱いの禁止

### ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為

上記（2）－1－2 における一般電気事業者の託送供給に関する「公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為」を準用する。その際、「託送供給」とあるのは「振替供給」と、「電気供給事業者すべてに適用」とあるのは「一般電気事業者に適用」と読み替えることとする。

### イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為

卸電気事業者の振替供給の場合には、一般電気事業者と異なり、

- ・ 卸電気事業者は、自社のネットワーク設備の運用を行い、直接需要家に対して電気の供給を行っているわけではない。
- ・ 卸電気事業者は、特定規模電気事業者から、託送供給の申込みや電源の接続検討の依頼を、直接的に受けるわけではない。
- ・ 卸電気事業者は、ネットワーク運用（他社電源や個別需要の状態監視や給電指令）を行っているわけではない。

ことから、その「振替供給の業務に関して行うことのできる行為」についてはおのずと限定されたものとなる。

しかしながら、卸電気事業者は、その振替供給の業務の実施に当たり、自社の送変電設備の整備、運転、保守を行っていることから、

- ① 当該送変電設備に対するアクセス検討又は当該設備の補修若しくは整備（設計のために行う検討も含む。）を行う際に、自社の発電・営業部門と他の電気供給事業者とを不当に差別的に取り扱うこと
  - ② 作業停止計画情報、事故復旧情報等の情報の開示、周知を行う際に、自社の発電・営業部門と他の電気供給事業者とを不当に差別的に取り扱うこと
- が認められる場合には、一般電気事業者の託送供給の業務の場合と同様、当該行為の停止又は変更の命令が発動される（電気事業法第24条の7における一般電気事業者の託送供給に関する禁止行為の準用）。

### Ⅲ 一般電気事業者の電気の調達分野における適正な電力取引の在り方

#### 1 考え方

(1) 一般電気事業者が電気を調達する方法としては、主に以下の4つの選択肢がある。

- ① 原子力・水力等の長期固定電源は、初期投資が大きく投資回収期間が長いという特徴を有する。エネルギーセキュリティ確保・環境保全という公益的課題の達成の観点及び一般電気事業者間の電源立地条件等の差に基づく地域的な需給ギャップを解消するという広域的運営の観点から、長期固定電源については、投資リスクのマネジメントを容易にする投資環境が保たれることが必要である。このため、引き続き、電気事業法上の供給計画に基づき、計画的に優先して開発する。
- ② 火力電源の開発については、自社で建設する場合は、電気事業法上の供給計画に基づき、計画的に開発する。また、他者から調達する場合は、入札を実施することもできるが、入札によらない場合は、原則、電気事業法上の卸供給として規制料金により調達する。
- ③ 供給力を確保したり、また、既に保有している電源を他の事業者のより低コストな電源で代替することによって経済性を追求するため、卸電力取引市場を利用して調達することも可能である。
- ④ 上記のほか、一般電気事業者間では、系統運用上の調整手段として、i)緊急的な供給力の不足分を調達するための融通として需給相互応援融通が、ii)緊急的な余剰分の融通としての広域相互協力融通が行われている。ただし、系統運用者が当該融通を活用するに当たっては、事前にトレーディング部門が卸電力取引市場等で調達・投入を行うとともに、これら融通以外に実質的に需給の不一致を解消すべき手段が残されていないことが条件とされている。

- (2) 原子力・水力等の電源についてはどの程度の開発を行うかについては、公益的課題を達成する観点も踏まえ、先取的に決定されることが妥当であり、その効率性の担保についても、電気事業法上の小売規制料金の認可又は届出・変更命令及び卸供給料金の届出・変更命令によることが妥当である。
- (3) 一方、原子力・水力等以外の電源からの調達については、公正かつ有効な競争の観点から、次に述べる点を踏まえ、一般電気事業者の適切な対応が必要である。
- (4) なお、平成17年4月より、経済融通が廃止されるとともに、私設・任意の市場である卸電力取引市場における取引が開始される。我が国初の試みである卸電力取引市場には、指標価格の形成、需給ミスマッチを解消する販売・調達手段の充実といった事業者のリスクマネジメント機能を十分発揮することが求められており、今般の電気事業制度改革において重要な役割が期待されている。現状において発電設備の大半を所有している一般電気事業者には、取引開始当初は卸電力取引市場へ投入し、また、必要に応じて卸電力取引市場からの調達を行うことが期待されており、卸電力取引市場を利用して電力を投入・調達しようとする際にも、当該卸電力取引市場が定める透明公正な手続、公正なルールに従って取引を行うことが求められる。

## 2 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為

### ① 卸供給における不当な料金設定

既存火力電源からの電気の調達については、電気事業法上、卸供給として、経済産業大臣に届け出た料金で調達することとされており、この料金が適正な原価に適正な利潤を加えたものとして適切に設定されていない場合には、電気事業法上の変更命令が発動される（電気事業法第22条）。

### ② 卸売事業者（IPPなど）に対する小売市場への参入制限

一般電気事業者が自己に卸売を行う事業者（卸電気事業者・卸供給事業者・自家発電設備を有する需要家等）に対して、当該事業者が一般電気事業者への卸売の余剰分を活用して小売市場に新規参入する場合に、当該事業者からの卸売契約を解除する若しくは解除を示唆すること、又は買取り料金を不当に低く設定する若しくはそのような設定を示唆することは、新規参入を阻害するおそれがあることから、独占禁止法上違法となるおそれがある（取引拒絶等）。

### ③ 卸売事業者（IPPなど）に対する優越的な地位の濫用

一般電気事業者に卸売を行っている事業者（卸電気事業者・卸供給事業者・自家

発電設備を有する需要家等) に対して一般電気事業者が、取引の条件又は実施について、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えるような行為を行うことは、独占禁止法上違法となるおそれがある(優越的地位の濫用)。

#### ④ 一般電気事業者による発電設備の買取り

一般電気事業者が、自己の電力供給能力を增強・補完するために、既存の自家発電事業者から発電設備を買い取ることは、基本的に一般電気事業者の経営判断の問題である。

しかしながら、一般電気事業者が、新規参入者と発電設備の売却交渉を行っている事業者に対して、不当に高い購入価格を提示したり、当該事業者に供給している電力の料金その他の取引条件を従来の条件に比して有利に取り扱い、又は新規参入者に売却した場合には従来の条件に比して不利な条件を設定し、若しくは設定することを示唆することは、当該事業者が新規参入者への売却を断念せざるを得なくさせるものであることから、例えば、以下の場合には、独占禁止法上違法となるおそれがある(取引妨害等)。

- 余剰電力が十分あるにもかかわらず、現状の資産価値に比べて著しく高い買取り価格を提示すること。
- 自己に売却することを条件に電力の供給等自己の提供するサービスの料金を割り引くこと。
- 新規参入者に売却した場合、自己の提供するサービスを拒否し、又は当該サービスの料金を従来の料金に比して高く設定すること。

### IV 規制が残る小売分野における適正な電力取引の在り方

#### 1 考え方

小売分野においては、非規制部分(自由化部門)と規制部分が併存している。規制料金(供給約款)については、料金値下げの場合、届出制が導入されており、選択約款制度の拡充が行われているため、柔軟な規制料金の設定が制度的に可能である。

このような制度の下、規制料金の設定においては、自由料金との比較に加えて、次に述べる点も踏まえ、一般電気事業者の適切な対応が必要である。

#### 2 適正な電力取引の観点から望ましい行為及び問題となる行為

##### ア 適正な電力取引の観点から望ましい行為

自由料金が規制料金と整合性のとれたものとして設定され、また、規制料金が現行制度の中で自由料金における創意工夫を取り込んでいくことが望ましい。これによって、自由料金及び規制料金双方において、コストに見合った形でより多様な料

金体系が実現し、電気事業制度改革の趣旨であるすべての需要家に効率化の成果が行き渡ることが期待される。

## イ 適正な電力取引の観点から問題となる行為

規制料金が、自由料金との整合性を著しく欠いており不公平であるといった紛争が規制対象需要家と一般電気事業者の間で生じた場合には、経済産業省は紛争処理のプロセスにおいてこれを処理することとなる。その中で実際に、規制料金の設定が不相当であり、規制部門の需要家の利益が阻害されるおそれがあると認められる場合には、電気事業法上の供給約款認可申請命令又は選択約款変更命令が発動される（電気事業法第19条第8項又は第23条）。

## V 他のエネルギーと競合する分野における適正な電力取引の在り方

### 1 考え方

コージェネレーションシステムを含む自家発電設備については、広範な需要家に普及しつつあり、自家発電設備の導入等は一般電気事業者の電力供給と競合関係にある。他方、多くの自家発電設備を有する需要家は、自家発電設備に加えて既存の一般電気事業者からの電力の供給を受けるとともに、自家発電設備の安定的運営の観点から自己の設備を一般電気事業者のネットワークと連系させ、アンシラリーサービスの提供や自家発補給契約等を締結しているなど、既存の一般電気事業者に依存せざるを得ない状況にある。

（注）これら需要家がある余剰発電分を新規参入者に卸売したり、自ら新規参入する場合について公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為については、I小売分野の「⑤自家発補給契約の解除・不当な変更」、「⑦需給調整契約の解除・不当な変更」、及び「⑧余剰電力購入契約の不当な変更等」を参照。

また、近年、電力小売分野においては、非規制（自由化部門）又は規制部門を問わず、ガスを始めとする他のエネルギーとの競争が従来にも増して拡大の傾向を辿っている。こうした中で、一般電気事業者はすべての熱源を電気で賄う、いわゆる「オール電化」の普及促進活動を積極的に展開するなどの方策を講じている。このような状況において、一般電気事業者がオール電化を推進する手段によっては、公正な競争を阻害しているのではないかという懸念が生じている。

このようなエネルギー間の競争がみられる分野においても、公正かつ有効な競争の観点から、次のような点において、一般電気事業者が適切な対応を行うことが必要となる。

### 2 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為及び問題となる行為

#### （1）自家発電設備の導入又は増設

## ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為

自家発電設備を電力系統に連系する場合には、公共の安全の確保の観点から、電気事業法第39条及び第56条に基づく電気設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第52号）が、また、系統の電力品質を確保していくため、電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドライン（16資電部第114号（平成16年10月1日））（以下「系統連系ガイドライン」という。）が定められており、これらの技術要件を満たしていくことが適切である。

自家発電設備を設置しようとする場合の系統連系に係る技術的な協議は、託送供給を前提としない場合には各一般電気事業者の営業所にて受け付けられているが、連系上技術的に満たすべき要件等の決定などを行う場合に、当該営業所の営業部門の者が、配電部門の者と明確な峻別意識なく業務を行っている傾向にある。しかるに、当該協議は、託送供給に係る業務と直接結びつかないことから電気事業法上の行為規制（第24条の6）の対象外であるが、本質的に、営業部門の業務ではなく送配電部門の業務として行われるべき業務であることにかんがみれば、託送供給に係る発電設備の系統連系の場合の取扱いも念頭に置きつつ、当該協議の窓口は送配電部門とし、営業所等においてこれを明確化するとともに、当該協議を通じて得た情報を適切に管理することが望ましい。なお、従来の小売契約を見直す等契約業務が発生することに伴い、自家発電設備の導入が一般電気事業者の営業部門に判明することを妨げるものではない。

また、系統連系に伴う受変電設備の弾力運用（注）の考え方については、一般電気事業者側においてもあらかじめ書面にて示しておく等により、発電設備設置者にとっても予見可能性を確保していくことが望ましい。

さらに、系統連系の際の逆流電力の取扱いについては、法令上の規定に適合するとともに、系統連系ガイドラインの技術要件の考え方も踏まえ、各一般電気事業者は、各発電設備設置者を公平に取り扱い、また、適切に発電設備設置者に対し説明を行うことが望ましい。

（注）「電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドライン」の考え方に従えば、発電設備の一設置者当たりの電力容量が、連系する系統の電圧階級の原則を超える容量であっても、系統状況の設備実態、需要動向等を考慮した上で、標準的な設備形成の技術要件で問題がない場合には、下位の電圧階級として受電する弾力運用が可能となっている。

## イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為

### ① 自家発電設備の導入又は増設の阻止等

一般電気事業者が自家発電設備の導入又は増設を不当に制限することは、一般電気事業者の市場における地位を維持、強化するものであり、自家発電設備の導

入等をしないことを条件に、電力の供給を行うこと、又は電力の供給等自己の提供するサービスの料金を割り引くこと、若しくは有利に設定することのほか、蓄電池等の電力関連設備の価格を割り引くことは、独占禁止法上違法となるおそれがある（拘束条件付取引等）。

また、自家発電設備の導入等をしようとする需要家に対して、自家発電設備の導入等を実現した場合において、電力の供給、自家発電補給等自己のサービスの提供を拒否する若しくは拒否を示唆すること、又は正当な理由なく、その料金その他取引条件を従来に比して不利に設定する若しくはそのような設定を示唆することは、自家発電設備の導入等の断念を余儀なくさせるものであることから、例えば以下の場合には、独占禁止法上違法となるおそれがある（拘束条件付取引等）。

- コージェネレーションシステム等自家発電設備の導入等をしようとする需要家に対して、負荷移行等の需給調整契約の要件を満たしている場合において、既存の需給調整契約を打ち切ること又は打切りを示唆すること。
  - コージェネレーションシステム等自家発電設備の導入等をしようとする需要家に対して、これまで高圧電線路での受電が認められていたにもかかわらず、特別高圧電線路での受電に変更するだけの条件の変化がない場合において、特別高圧電線路での受電に変更しないと電力供給を行わないことを示唆すること。
- さらに、新たに自家発電設備の導入等をしようとする需要家に対して、自家発電設備の導入等を実現した場合において、正当な理由なく、アンシラリーサービス等自家発電設備を有する需要家に必要なサービスに係る料金を、従来徴収していないにもかかわらず徴収する又は徴収することを示唆することにより自家発電設備の導入等の断念を余儀なくさせることは、独占禁止法上違法となるおそれがある（拘束条件付取引）。

## ② 自家発電設備を有する需要家に対する不利益等の強要

多くの自家発電設備を有する需要家は、自家発電設備に加えて既存の一般電気事業者から電力の供給を受けるとともに、自家発電設備の安定的運用の観点から自己の設備を一般電気事業者のネットワークと連系し、アンシラリーサービスや自家発電補給契約等のサービスの提供を受けるなど、既存の一般電気事業者に依存せざるを得ない状況にある。

このような状況においては、自家発電設備を有する需要家は、一般電気事業者から不利益な条件を提示されてもこれを受け入れざるを得ないため、例えば、以下の場合には、独占禁止法上違法となるおそれがある（抱き合わせ販売、優越的地位の濫用等）。

- アンシラリーサービス、自家発電補給等自家発電設備を有する需要家に必要なサービスに係る料金その他取引条件を正当な理由なく一方的に設定すること。
- 自己又は自己の指定する事業者からの自家発電設備の購入を要請すること。

## （２）オール電化等

## ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為

規制分野における不特定多数の需要家を対象とする電力取引に当たってあらかじめ定型化された取引条件を定めた電気供給約款及び選択約款（以下、「供給約款等」という。）については、需要家の属性いかんにかかわらず、一律に適用されるべきものであるが、多岐にわたる取引条件のすべてをあらかじめ定型化することが困難であるという供給約款等の性質上、需要家との個別協議によって決まる部分がある。このため、供給約款等の運用に係る公平性及び透明性を確保する観点から、一般電気事業者が供給約款等に記載されている事項を個別に運用する場合において、その運用が恣意的に行われているとの疑念を招きやすいものについて合理的かつ客観的な運用基準を定めて公表することが望ましい。

## イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為

### ① 一般電気事業者の恣意的な運用

一般電気事業者が供給約款等に記載されている事項を個別に運用する場合において、あらかじめ定められた合理的かつ客観的な運用基準に従って適切に運用されている場合には、電気事業法上問題とならない。

しかしながら、一般電気事業者が技術上その他の正当な理由なく単にオール電化等（オール電化に至らずとも給湯需要又は厨房需要などを他のエネルギーに代えて電化する場合を含む。以下同じ。）の選択を条件として、運用基準に反し、例えば以下のような判断を恣意的に行う場合には、電気事業法上認可を受けた又は届出をした料金その他の供給条件以外によることを禁止している供給約款の遵守義務違反となる、又は業務改善命令が発動される（電気事業法第21条又は第30条）。

- 一般電気事業者の供給設備として、架空引込線に代えて地中引込線を採用することについて判断する場合。
- マンション等の集合住宅や業務用ビルに対する電気の供給方法として、供給用変圧器室等の設置が必要となる供給方法又は供給用変圧器室等の設置が不要となる供給方法のいずれを採用するかについて判断する場合。
- マンション等の集合住宅に対する電気の供給方法として、供給用変圧器室の設置箇所数について判断する場合。

また、一般電気事業者がオール電化需要向けの選択約款を適用する際に、当該選択約款ではガスメーターやガス配管設備の撤去までを求めているにもかかわらず、ガス配管設備等のガス設備の撤去を条件として、当該選択約款の適用を認めることは、電気事業法上届出をした料金その他の供給条件以外によることを禁止している選択約款の遵守義務違反となる、又は業務改善命令が発動される

(電気事業法第21条又は第30条)。

## ② 一般電気事業者の負担による屋内配線工事

規制部門において一般電気事業者が保安上応急処置として必要に応じて実施するものを除き、需要家の資産である屋内配線に係る工事費を負担することは、供給約款等上認められないため、そもそもオール電化等の条件の有無にかかわらず、電気事業法上認可を受けた又は届出をした料金その他の供給条件以外によることを禁止している供給約款等の遵守義務違反となる、又は業務改善命令が発動される(電気事業法第21条又は第30条)。

また、自由化部門においてオール電化等の条件の有無にかかわらず、一般電気事業者が需要家の資産である屋内配線に係る工事費を負担した上で、当該費用を電気事業費用に計上するとともに規制部門の料金原価に算入する場合には、会計整理又は料金原価の取扱いが不適当となって規制部門の需要家の利益が阻害されるおそれがあることから、電気事業法上の会計整理違反となる、又は供給約款認可申請命令が発動される(電気事業法第34条又は第23条等)。

## ③ 一般電気事業者による電化機器の過剰な普及宣伝活動

一般電気事業者がオール電化住宅を含む電気給湯器及び電化厨房機器等の普及宣伝活動を行う場合において、社会通念上の許容範囲内で行われている場合には、電気事業法上問題とならない。

しかしながら、一般電気事業者が社会通念上の許容範囲を著しく逸脱して当該活動を行うことによって、電気事業の遂行上不適切な費用を電気事業費用に計上するとともに規制部門の料金原価に算入する場合には、会計整理又は料金原価の取扱いが不適当となって規制部門の需要家の利益が阻害されるおそれがあることから、電気事業法上の会計整理違反となる、又は供給約款認可申請命令が発動される(電気事業法第34条又は第23条等)。

## ④ 一般電気事業者による不動産の買取り

一般電気事業者が新築マンションの開発業者との間で、オール電化マンションが売れ残った場合には一般電気事業者が買い取ることを取り交わした保証条件によって、オール電化マンションを買い取った場合において、例えば当該マンションが一般電気事業者の社宅用として活用される場合には、電気事業法上問題とならない。

しかしながら、社宅用等として使用しないオール電化マンションを購入し、それを電気事業固定資産として計上するとともに規制部門の料金原価に算入する場合には、会計整理又は料金原価の取扱いが不適当となって規制部門の需要家の利益が阻害されるおそれがあることから、電気事業法上の会計整理違反となる、

又は供給約款認可申請命令が発動される（電気事業法第34条又は第23条等）。

⑤ オール電化とすることを条件とした不当な利益の提供等

一般電気事業者が、住宅等をオール電化とすることを条件として、正常な商慣習に照らして不当な利益の提供を行うこと又は提供を示唆すること、不当にオール電化とすることを取引条件とすること、あるいは、オール電化を採用する事業者に比して、それ以外の事業者を不当に差別的に取り扱うことは、ガス事業者の事業活動を困難にするおそれがある場合があり、例えば、次のような行為は、独占禁止法上違法となるおそれがある（不当な利益による顧客誘引、拘束条件付取引、差別的取扱い等）。

- 一般電気事業者が、住宅等の電線の地中引込みを要請された場合において、正当な理由なく、オール電化とすることを条件として当該要請に応じること。  
また、一般電気事業者が、住宅等をオール電化とすることを条件として、正当な理由なく、通常は負担しない電線の地中引込みに係る費用を負担すること。
- 一般電気事業者が、集合住宅をオール電化とすることを条件として、正当な理由なく、当該集合住宅について供給用変圧器室の設置を免除すること。
- 一般電気事業者が、住宅等をオール電化とすることを条件として、正当な理由なく、住宅等の屋内配線に係る工事費等を負担すること。
- 一般電気事業者が、集合住宅等の開発業者に対して、当該集合住宅等をオール電化とすることを条件として、正当な理由なく、当該集合住宅等の売れ残り物件の買取り保証をすること。

また、一般電気事業者が、正当な理由なく、オール電化の条件として、需要家に対して、需要家等の設備であるガスメーターやガス配管設備の撤去を求めることは、ガス事業者の事業活動を困難にするおそれがあることから、独占禁止法上違法となるおそれがある（排他条件付取引、取引妨害等）。

## 改定原案からの修正点

修正後	改定原案
<p>V 他のエネルギーと競合する分野における適正な電力取引の在り方</p> <p>1 (略)</p> <p>2 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為及び問題となる行為</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) オール電化等</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為</p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤ オール電化とすることを条件とした不当な利益の提供等</p> <p>一般電気事業者が、住宅等をオール電化とすることを条件として、正常な商慣習に照らして不当な利益の提供を行うこと又は提供を示唆すること、不当にオール電化とすることを取引条件とすること、<u>あるいは、オール電化を採用する事業者に比して、それ以外の事業者を不当に差別的に取り扱うことは、ガス事業者の事業活動を困難にするおそれがある</u>場合があり、例えば、次のような行為は、独占禁止法上違法となるおそれがある(不当な利益による顧客誘引、拘束条件付取引、<u>差別的取扱い</u>等)。</p> <p>(以下略)</p>	<p>V 他のエネルギーと競合する分野における適正な電力取引の在り方</p> <p>1 (略)</p> <p>2 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為及び問題となる行為</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) オール電化等</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為</p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤ オール電化とすることを条件とした不当な利益の提供等</p> <p>一般電気事業者が、住宅等をオール電化とすることを条件として、正常な商慣習に照らして不当な利益の提供を行うこと又は提供を示唆すること、<u>あるいは、不当にオール電化とすることを取引条件とすることは、ガス事業者の事業活動を困難にするおそれがある</u>場合があり、例えば、次のような行為は、独占禁止法上違法となるおそれがある(不当な利益による顧客誘引、拘束条件付取引等)。</p> <p>(以下略)</p>

※下線部は修正箇所である。

「適正な電力取引についての指針」(改定原案)に対する  
パブリックコメント提出者一覧

(募集期間:平成17年3月10日～同年4月6日)

区分	提出者数
ガス事業関係者	29名
電気・ガス機器販売業者	4名
工務店	4名
デベロッパー	3名
コージェネ・ユーザー	2名
その他事業者※	4名
研究者	5名
個人	11名
米国政府	1名
計	63名

※「その他事業者」とは、「ガス事業関係者」、「電気・ガス機器販売業者」、「工務店」、「デベロッパー」及び「コージェネ・ユーザー」以外の事業者のことである。

## 「適正な電力取引についての指針」（改定原案）に対する意見と考え方

全体について

頁	原案における該当箇所	意見の内容（抜粋）	考え方
		<p>○ 今回の改定原案において、自由化範囲の拡大に伴う部分に加え、コージェネレーションシステムを含む自家発電設備の導入・増設やオール電化など他のエネルギーと競合する分野における適正な電力取引の在り方について整理されたことは、大変意義があるものとする。また、各項目について、昨今の事例等を踏まえた具体的な内容が一定程度盛り込まれており、公正競争の確保にも寄与するものとする。</p> <p>【ガス事業関係者、電気・ガス機器販売業者、工務店、デベロッパー、コージェネ・ユーザー、その他事業者、研究者、個人】</p> <p>○ 本指針については、新たに問題等が発生した場合には、追加を行うなど、必要に応じて見直しを行うべきである。</p> <p>【ガス事業関係者、その他事業者、研究者】</p> <p>○ 電気事業法とは異なって事後規制を本質とする独禁法の性質から、網羅的に違反のおそれのある行為をあらかじめ例示するのは困難にしても、記載事例と同等に違法の可能性の高い類似事例については同様に記載するか、あるいはガイドラインに記載されていないことをもってその類似行為が違法のおそれなし、とされる訳ではないことを明記すべきである。</p> <p>【ガス事業関係者】</p> <p>○ 適正な取引を阻害する問題や紛争に対しては適切・迅速に対処していただきたい。</p> <p>【ガス事業関係者、電気・ガス機器販売業者、デベロッパー、コージェネ・ユーザー、その他事業者、個人】</p>	<p>○ 御指摘を踏まえ、指針の適正な運用に努めてまいります。</p> <p>○ 本指針は、今後の競争環境の変化や関連する諸制度の改革を踏まえ、必要に応じ見直しを行う方針です。</p> <p>○ 指針上明記している行為は、独占禁止法違反となるおそれのある行為についての代表的な例示であり、指針に明記されていない行為であっても、市場における競争を実質的に制限する場合や公正な競争を阻害するおそれのある場合には、独占禁止法上問題となります。</p> <p>○ 経済産業省においては、「紛争処理ガイドライン（資庁第10号（平成17年5月20日）」に基づいて、必要に応じ総合エネルギー調査会 電気事業分科会・都</p>

		<p>○ 一般電気事業者間の小売/卸電力市場における競争忌避が、公正な取引において「適切でない」とされていないことの理由を開示していただきたいです。個別の一般電気事業者においては、電源構成も異なり、パンケーキ解消後他電力の顧客/電気事業者に電力を供給することは可能なはずであり、実態として暗黙の了解で非競争な状態が起こり、そのようなことが起こらないのであれば、電力自由化の趣旨と、需要家にとって本来の電力自由化の利益を得る機会を喪失していることとなります。</p> <p>【個人】</p>	<p>市熱エネルギー部会 市場監視小委員会（以下「市場監視小委員会」という。）に審議いただくなど、電気事業法上問題になると考えられる紛争事例が生じた場合には、適切かつ迅速に対応してまいります。</p> <p>また、公正取引委員会としても、独占禁止法違反行為には厳正かつ迅速に対応してまいります。</p> <p>○ 今般の電気事業制度改革においては、安定供給を確保しつつ、需要家選択肢を拡大するよう、電力会社の私企業経営としての自由な活動を重視しつつ制度の設計を行ってきたところです。</p> <p>また、一般電気事業者が他の一般電気事業者と意思の連絡等を行わず、自らの判断で他の一般電気事業者の管内に参入しないこと自体は、原則として独占禁止法上問題とされないと考えられます。しかしながら、市場における競争を実質的に制限する場合や公正な競争を阻害するおそれのある場合には、独占禁止法上問題となります。</p>
--	--	--	---

第一部 適正な電力取引についての指針の必要性和構成

頁	原案における該当箇所	意見の内容（抜粋）	考え方
5 ～	1 指針の必要性	○ 自由化後も引き続き一般電気事業者が、全体としての安定供給、エネルギーセキュリティ、あるいは、最終保障義務を担っていることを踏まえつつ、P	○ 今般の電気事業制度改革は、エネルギー基本法における、「エネルギーの安定供

9		<p>PPSの規模や実力に応じた競争が行われていることが重要なのである。 電力は国民生活と産業活動を左右する重要なエネルギーである。その分野において競争が行われ、電気事業が健全な形で進化していくことを否定するものではない。しかし、徒にPPSのシェアに注目した政策誘導は、将来の日本のエネルギー供給体制そのもの禍根を残す可能性があるといわざるを得ない。将来を見通した国家的見地に基づいて、競争を方向付けて頂くよう切にお願いするものである。</p> <p>【個人】</p>	<p>給の確保」、「環境への適合」、及びこれらを十分考慮した上での「市場原理の活用」という基本方針に則り、発送配一貫体制を維持しつつ、ネットワーク部門の公平性・透明性を確保することによって、事業者間で公正かつ有効な競争が図られるよう市場環境を整備しております。PPSのシェアに注目した政策誘導は行っておりません。</p>
---	--	--	--

## 第二部 適正な電力取引についての指針

### I 自由化された小売分野における適正な電力取引の在り方

頁	原案における該当箇所	意見の内容（抜粋）	考え方
13	<p>2 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為及び問題となる行為</p> <p>(1)自由化対象需要家に対する小売供給・小売料金の設定</p> <p>イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為</p> <p>①新規参入者への対抗</p>	<p>○ 適正な一括割引と不適正な一括割引の混在は、新規参入者にとっても、電力会社にとっても、混乱を招く要因となるため、「適正取引のための指針」等において、合法・違法の線引きを明確化することが望まれる。</p> <p>【ガス事業関係者】</p> <p>○ 複数の自由化対象の需要場所を所有し、既に電力会社と一括契約を行っている状況において、例えばその中の1件が新規参入者と競合した場合に、その1件が、新規参入者へ離脱するかしないかによって、電力会社が一括契約によるディスカウント量を大幅に変更するなど、一括契約によるディスカウント量、ボリューム見合いによる需要家への利益の還元となっていない場合は、改定原案においても問題となる行為とされている「新規参入者への対抗」に該当するのではないかと考えられます。</p> <p>【その他事業者】</p>	<p>○ 一般的には、一般電気事業者が需要家に対して、電力の一括販売・一括割引を提案すること自体は、原則として独占禁止法上問題とならないと考えられます。ただし、それらの行為が、市場における競争を実質的に制限する場合や公正な競争を阻害するおそれのある場合には、独占禁止法上問題となり、その判断については、個々の事案ごとに競争への影響等を勘案して行われます。</p>
22 ～ 28	<p>2 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為及び問題となる行為</p>	<p>○ 公正なバックアップ料金と系統連系の重要性</p> <p>日本の電力市場における競争は、独立電気事業者と分散型自家発電事業者の参入によって促進されると考えられます。競争の促進が妨害されないことを確保するため、これら非伝統的な発電事業者の系統連系について公正な料金と公正な慣行を設</p>	

<p>(2) 新規参入者への卸売</p>	<p>定する事が重要です。</p> <p>a 系統連系の慣行：接続基準は、参入障壁を減らす重要な要素です。米国は、卸市場に参加するために、自家発電事業者と独立発電事業者の両方の接続基準に関して検討を重ねてきました。技術的な問題の解決は、接続遅延や既存事業者が請求する接続問題の研究コストの評価方法の開発を容易にします。</p> <p>b 自家発電のためのバックアップ料金：米国は、バックアップ料金、特に既存の供給業者が、自家発電を思いとどまらせたり、競争相手のコストを上げるために過度に高いバックアップ供給料金を設定する動機を持つことになりはしないかという点に重大な懸念をもっています。自家発電を検討している顧客にとって非効率な高い料金を規制当局に認可させる潜在的手法の一つとして、電気事業者がすべてのバックアップ供給顧客を一緒にではなく、夫々の顧客について独立してバックアップ供給コストの分析を行うことがあげられます。一般的に、バックアップ供給を行う際、既存の供給業者は、多くの顧客が所有する自家発電機が停止する可能性の確率分布に基づき、大量貯蓄の経済(economies of massed reserves)を得ることができます。これを基にすると、信頼の置けるバックアップ供給を行うために必要な投資は、すべての顧客の自家発電機が同時に停止した場合にバックアップサービスを提供するために必要な総投資の小さな部分でしかありません。他のバックアップ供給の状況においても同じ考え方が当てはまるでしょう。</p> <p>【米国政府】</p> <p>○ 発電規模の小さいPPSにとって、同時同量要件を完全に満たすことは困難であり、ある程度インバランス電力が発生することは不可避である。そのため、一般電気事業者が提供するバックアップ料金の水準は、PPSの事業性を大きく左右する</p>	<p>○ 系統連系については、今般の電気事業制度改革によって設立された送配電等業務支援機関（以下「中立機関」という。）において、系統アクセスルールを定めております。本ルールにおいては、接続検討に関する検討期間や接続要件等について定めており、一般電気事業者は、当該ルールに基づき各社ルールを定め、公表しております。</p> <p>○ 御意見は今後の参考とさせていただきます。</p> <p>○ 今般の制度におけるインバランス料金の考え方については、電気事業分科会において、学識経験者、事業関係者の参画</p>
----------------------	--	---

		<p>要因となっている。その観点から、バックアップ料金の設定に関し、改定原案に記載されたことは望ましいものとする。</p> <p>しかし、現在公表されている各社のバックアップ料金（特に変動範囲外）は、一般的な発電コストに比べかなり高い水準となっており、新規参入者の立場からは、適切なコストに基づいた料金設定とは考えにくい。結果としてこのような競争阻害的な料金水準とならざるを得ないのであれば、算定方法のあり方までさかのぼって検討する必要があるのではないかと考える。</p> <p><b>【ガス事業関係者】</b></p> <p>○ 改定原案ではバックアップ料金は、合理的なコストに基づいて設定されることが、公正かつ有効な競争の観点から望ましいと記述されている。しかし、託送供給約款に定められた料金では現行約款より割高な料金となっており、発電機トラブル時に高額なインバランス料金を請求されるため、非常にリスクが高くなって自家発電設備の余剰電力をPPSや電力取引市場へ売ることが躊躇してしまうことになりかねない。市場の活性化のためにも料金の根拠を明確にして合理性を確認し、低減して頂く様をお願いしたい。</p> <p><b>【その他事業者】</b></p>	<p>も得て議論され、報告書が取りまとめられております。具体的な料金設定については、同報告を踏まえ、「一般電気事業託送供給約款料金算定規則」（経済産業省令）に基づいて定められております。このように、現行託送料金等はプロセスを踏んで決定してきているものであり、そもそも根本的な考え方にさかのぼった議論については、しかるべき期間が経過した後、制度等の評価を行いつつ対応することが適切と考えます。</p> <p>なお、インバランス料金が本指針における問題となる行為に該当する場合は、電気事業法に基づき変更命令が発動されます。</p> <p>また、インバランス料金等をめぐって具体的な紛争の申出がなされた場合には、経済産業省としては、紛争処理ガイドラインに基づき、必要に応じ市場監視小委員会に審議いただくなど、適切に対応してまいります。</p>
26 ～ 28	2 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為及び問題となる行為  (2) 新規参入者への卸売 イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為	<p>○ 常時バックアップは、卸電力取引所が開設された後は、取引所の取引に収斂していくことが自然である。</p> <p><b>【工務店】</b></p> <p>○ 常時バックアップに関する一般電気事業者への過度な規制は、とりやめるべきと考えます。</p> <p><b>【研究者】</b></p>	<p>○ 本指針における例示は、独占禁止法違反の未然防止の観点から問題となる行為について事業者に分かりやすく示すことを目的としており、事業者に新たに義務付けを行うものではありません。</p> <p>常時バックアップについて、一般電気事業者の行為が独占禁止法上問題となるかどうかについては、新たに開設された</p>

	④常時バックアップ		卸電力取引市場等の電力卸売市場の動向等を踏まえつつ、個々の事案ごとに競争への影響等を勘案して判断されます。
--	-----------	--	---

II 託送分野における適正な電力取引の在り方

頁	原案における該当箇所	意見の内容（抜粋）	考え方
	今後の適切な運用	<p>○ 全ての市場参加者に、公正で透明な規制が保障されていることが、中立性確保の前提となる。改訂原案が、改正電気事業法をふまえ、送配電部門における情報の目的外利用の禁止・差別的取扱いの禁止に関して法的担保の判断基準等に配慮したことは、競争の環境を整備する上でも重要である。改訂原案が、送配電等業務支援機関の策定するルール等とあいまって、ネットワーク運営の中立性確保に十分な効果をあげることが必要となろう。</p> <p>また今後は、改訂原案に定められた内容の実効性担保が図られるよう、必要な審査や紛争処理等の適正な運用がなされていくことも期待している。</p> <p>【研究者】</p> <p>○ 一般電気事業の託送供給業務における差別的取扱いの禁止について、具体的に記載されたことは望ましい。</p> <p>ただし、実効性のある運用を実現するにあたっては、送配電等業務支援機関（以下、中立機関と記す）のルールが、一般電気事業者の発電・販売部門と新規参入者を公平に取り扱うことが前提となる。しかし、実際には、例えば、連系線利用における発電所の特定方法において、一般電気事業者が発電所を特定しないのに対し、新規参入者は発電所特定を義務付けられるなど、新規参入者の方が連系線利用に制約が加わる結果となっており、実質的に差別的な取扱いが生じている。</p> <p>本指針では、中立機関ルールの内容の是非までは言及しないものと認識しているが、行政においては、改定原案の考え方と整合の取れた形で、中立機関に対する監督を行っていただくことを希望する。</p> <p>【ガス事業関係者】</p>	<p>○ 電気事業法上疑義のある具体的な紛争の申出がなされた場合には、経済産業省としては、紛争処理ガイドラインに基づき、必要に応じ市場監視小委員会に審議いただくなど、適切に対応してまいります。</p> <p>○ 中立機関ルールについては、電気事業分科会における審議の中で、現行の託送制度との整合性を考慮した上で、その基本的考え方を示しております。この基本的考え方にさかのぼった議論については、しかるべき期間が経過した後、制度等の評価を行いつつ対応することが適切と考えます。</p> <p>なお、本指針にあるように、経済産業大臣は、支援業務の公正かつ的確な実施を確保するため必要があると認めるときは、中立機関に対し、監督上必要な命令をすることができます。</p>

<p>託送制度について</p>	<p>○ 電力の自由化範囲は高圧市場全体にまで拡大しましたが、需要家にとって電気事業者の選択肢が広がったということを感じられません。それは、新規参入者からのアプローチがほとんど無い現状からも見受けられ、その要因は主に高額な託送料金が原因であると考えます。需要家としましては、一般電気事業者と新規参入者が実効的な競争状態になり、自由化のメリットを享受できるように、一般電気事業者に対して厳格な会計分離と合わせて、託送料金の低廉化を指導していただくことを要望いたします。</p> <p>【その他事業者】</p> <p>○ 託送供給約款では、振替供給の場合一発電所一契約を原則としている。このため、事故発生時には接続供給では複数電源による30分以内の相互電源の補完が可能だが、振替供給では複数電源の融通を認めてないため、インバランス料金を支払わざるを得ない。</p> <p>特に卸取引所に参加する場合には、売り先がどの事業者と約定するかが不明であるため、振替供給となった場合は発電側のリスクが大きくなる。</p> <p>従って、市場の活性化のためには、例えば、振替供給においても接続供給と同様に複数発電所一契約を認めるなど制度の改定をお願いしたい。</p> <p>【その他事業者】</p> <p>○ 改定原案では、自家発補給契約について、…突発的な事態に対応するための供給予備力の保有が困難なこと、託送料金の負担などから一般電気事業者以外の事業者による類似のサービスの提供が実質的に困難な状況にある。と現行の託送料金が自家発補給に関する競争促進を阻害する要因の一つとしている。</p> <p>実際、新規参入者から定期点検時の補給を受ける場合、例えば二ヶ所の事業所が</p>	<p>○ 託送料金の設定については電気事業分科会報告を踏まえ、「一般電気事業託送供給約款料金算定規則」に基づいて定められております。また託送料金が本指針における問題となる行為に該当する場合は、電気事業法に基づき変更命令が発動されます。</p> <p>なお、託送料金等をめぐって具体的な紛争の申出がなされた場合には、経済産業省としては、紛争処理ガイドラインに基づき、必要に応じ市場監視小委員会に審議いただくなど、適切に対応してまいります。</p> <p>○ 振替供給契約については託送供給約款上、原則として1発電所1契約としておりますが、事故発生時などについては、供給の安定の確保なども念頭におきつつ、約款の運用の中で個別に取り扱われているものと承知しております。</p> <p>なお、御意見は今後の参考としつつ、電気事業制度の適正な運用を図ってまいります。</p> <p>○ 一般電気事業託送供給約款料金算定規則においては、季節要因等を勘案し、原価回収期間を1年単位としております。</p> <p>なお、料金等をめぐって具体的な紛争の申出がなされた場合には、経済産業省</p>
-----------------	---	--

		<p>定期点検時期をずらすなどして系統利用を平準化するような場合においても、託送契約は個々の事業所で結ぶ必要があり、現状では補給を受ける側は託送料金を二重に支払わざるを得ない。</p> <p>需要家と電気事業者の創意工夫によって市場を活性化させるために、託送供給約款に定められた託送料金について、不使用時の基本料金設定の割引を大きくしたり、1年単位の託送契約以外に短期契約も認めるなど、新規参入のハードルを低くするようにお願いしたい。更に、卸電力取引所においては一ヶ月単位の先渡商品が用意されており、託送料金においても、少なくとも月単位の契約が可能となるような制度が必要と考える。</p> <p>【その他事業者】</p>	<p>としては、紛争処理ガイドラインに基づき、必要に応じ市場監視小委員会に審議いただくなど、適切に対応してまいります。</p>
--	--	--	---

### Ⅲ 一般電気事業者の電気の調達分野における適正な電力取引の在り方

頁	原案における該当箇所	意見の内容（抜粋）	考え方
	取引市場の制度について	<p>○ 複数の取引所（及びそれと同様の事業者）が存在する可能性がある中、最終報告にある取引所（及びそれと同様の事業者）ごとに独自のルールを設定することは、複数の異なるルールが並存することとなり、結果として流動性形成の阻害となる危険性ははらんでいます。そこで、指針の構成のポリシーを踏まえ、第2部Ⅲの1（考え方）の（4）において、取引のルールについて「複数の取引所（及びそれと同様の事業者）が存在し、また直接相対の取引が行なわれる可能性を鑑み、卸電力取引の標準的なルールを、卸電力取引制度参加者及び各取引所（及びそれと同様の事業者）が合同で策定する」ことを加えては如何かと考えます。</p> <p>【その他事業者】</p> <p>○ 文中に「これら融通以外に実質的に需給の不一致を解消すべき手段が残されていないことが条件とされる。」となっていますが、今後の検討において、卸電力取引市場等との関係において、どのような状態が「需給の不一致を解消すべき手段が残されていないことが条件」の必要条件なのかを、例示を行なっていただきたいと思います。</p>	<p>○ 卸電力取引所は、私設・任意の事業体であり、複数の取引所が存在することを何ら妨げるものではありません。取引所ルールについても、取引所ごとに、市場参加者のニーズも踏まえつつ、現行電気事業制度に反しない範囲で必要な取引ルールを定めていくことになると考えております。その上で、何らかの標準的なルールの要否についても、自主的に検討されるべきものと考えます。</p> <p>○ 例えば、事前取引所での取引を活用するとともに、あらかじめ自社電源で必要な出力調整を行っていることが必要条件となります。</p>

		<p>【その他事業者】</p> <p>○ 複数の取引所が存在する可能性がある中、「卸電力市場が定める」という言葉の内容を開示頂きたいをお願いいたします。</p> <p>また、卸電力取引市場の育成のため、取引量の充実だけでなく取引手法の多様化を推進する必要があると考えます。</p> <p>さらに、複数の取引所が存在する中、制度設計自体が公正な競争を阻害する状態が起こらないように、本指針で取引所（及びそれと同様の事業者）間において、資本、人的関係に関係なく、卸電力取引市場の公正な競争状態の形成を記述することを希望します。</p> <p>以上の趣旨を踏まえ、文案を作成いたしましたのでご検討いただきたいと存じます。</p> <p>「なお、卸電力取引市場においては、平成 17 年 4 月より経済融通が廃止されるとともに、電気事業分科会において整理された卸電力取引市場に沿った、私設・任意の市場である卸電力取引所における取引所取引が開始されるが、卸電力取引市場に対しては、公正な取引の下、量の確保、指標価格の形成、需給のミスマッチを解消する販売・調達手段の多様化・充実といった事業者のリスクマネジメント機能を充分発揮することが求められており、今般の電気事業制度改革において重要な役割が期待されている。現状において発電設備の大半を所有している一般電気事業者には、（取引所などの）取引市場の十分な育成がなされるまでは、卸電力市場へ投入し、また、必要に応じて卸電力市場からの調達、、、（以下変更なし）」</p> <p>【その他事業者】</p>	<p>○ 御指摘の点は本指針へのコメントというよりは制度設計上のコメントと考えられますが、今般の制度改革における制度設計上は、卸電力取引市場には、「参加者平等の組織形態」、「オープンな参加資格」、「透明公正な手続き」及び「公正なルール」に基づく中立性が担保されることが求められると考えます。このことは、複数の取引所が存在しても、それぞれの取引所に対して当てはまるものと考えます。</p> <p>また、販売・調達手段の多様化については、元来、制度設計上は卸電力取引市場のスキームは電源調達環境の円滑化等を目的とするものであり、本指針における「販売・調達手段の充実」という表現に含まれております。</p> <p>さらに、十分な取引量の確保に関しては、本指針によって卸電力取引市場に対して求めるものではないと考えます。なお、第 13 回電気事業分科会（平成 14 年 12 月 27 日開催）において、一般電気事業者から、卸電力取引市場創設初期における投入について、「取引所の設立当初には、自社需要の供給力確保や系統全体の需給バランスの維持など安定供給の確保等を大前提に、経済合理性に基づき、</p>
--	--	---	---

		<p>○ 電気事業分科会報告に沿って設立され、その中立性を絶対的に担保するために中間法人という形態を取った日本卸電力取引所や電力系統利用協議会が、制度面以外に、運用面であらゆる制度関係者に中立であるかを、どのように検証するのでしょうか。</p> <p>卸電力取引制度について、殊に「電力」の特殊性を唱え、当該分野の学識経験者が評価者の太宗となり、「取引」の部分を軽視しがちな傾向があると感じます。本制度は公正に運用されているかを評価する場合、公正さという面では、「電力」よりも「取引」について高い見識のある方による評価がされることを期待します。そのためには、「取引」の規範を本指針の検討を深める段階で議論していただきたいと思います。</p> <p>【個人】</p>	<p>例えば数日間で立ち上げ可能な電源、短時間で起動し出力増が可能な電源については、市場に投入するべく最大限努力したい。」との考え方の表明がなされております。</p> <p>○ 卸電力取引市場は上述のような中立性が担保された法人によるものであり、公正なルールを定めることが求められております。私設・任意の卸電力取引市場に関しては、そのルールの運用について経済産業省が直接規制を行うことはありませんが、電気事業分科会報告（平成16年3月22日）において、必要に応じてワーキンググループを開催する等により、適宜フォローを行うこととされております。</p> <p>また、中立機関制度においては、すべての系統利用者に対する公平性・運用も含めた業務の透明性が非常に重要と考えており、当省が電力系統利用協議会を指定機関として指定する際も、これらが担保されている組織であるかについて審査を行いました。同協議会においては、指定申請時において示されている業務の進め方に基づき、学識者・系統利用者により運用の考え方が策定され、これに基づき運用がなされるものと認識しております。この運用の中立性については、同協</p>
--	--	--	--

		<p>○ 卸電力市場における競争促進のための構造改革の重要性</p> <p>a 卸電力取引所は強固な送電線で接続された複数の売り手と買い手の代用では無い：効果的に設計され運用されている卸電力取引所であっても、基礎となる市場構造が競争を支援しなければ競争は起こりません。例えば、様々な売り手と買い手を接続する十分な送電線容量が無ければ、取引所だけでは市場参加者（買い手や売り手）に競争的な代替方法を確保できるとは言えません。卸電力市場の根本的な構造が競争を支援しない限り、行為（規制）保護を取り除くことは新規の独立発電事業者による投資を著しく抑止してしまう可能性があることを、日本政府は認識するべきです。我々の経験では、独占禁止法は、一般的には既存の独占的買い手による差別的な行為を制限するには良い手段ではありません。</p>	<p>議会内部では、需要家も含めた評議会でも評議され同協議会の理事会に提言ができるほか、同協議会のルール監視手続きに基づき解決がなされていくことになると思っております。また、協議会そのものの対応に中立性に関わる疑義がある場合等においては、当省においても紛争処理を行うとともに、同協議会に対する監督上必要な指導を行ってまいります。</p> <p>○ 今般の電気事業制度改革においては、系統アクセス、設備形成、系統運用、情報開示等に関するルールを策定する中立機関制度を創設し、また、電気事業法を改正し、情報の目的外利用の禁止、差別的取扱いの禁止、会計分離を定めることにより、ネットワーク部門の公平性・透明性を確保し、事業者間で公正かつ有効な競争が図られるよう市場環境を整備しました。これらの制度は本年4月より全面的に施行されたところであり、廃止することは検討しておりません。</p> <p>また、独占的な買い手による差別的な行為が、市場における競争を実質的に制限する場合や公正な競争を阻害するおそれのある場合には、独占禁止法上問題となります。</p> <p>御意見は今後の参考とさせていただきます。</p>
--	--	--	---

		<p>b 行為規制の本質的な弱点：指針は全般的に、構造的な変更によって事業者の市場支配力の行使意欲や能力を除去する事よりも、むしろ発送電一貫体制事業者の行為の監視を試みるというモデルに沿っています。電力市場において行為規制を実行することは、重要な判断を短時間に行わなければならないため、しばしば難しく価格も高くなります。これは、ルール違反を発見することも文書に記録することも難しくします。米国政府は引き続き日本政府に対して、卸電力発電市場でも稼働している会社からの送電線の切り離し、または送電運用の指揮・監督の除去などの効果的な構造的規制を課すことを要望します。</p> <p>【米国政府】</p>	<p>ます。</p> <p>○ 欧米諸国においては、構造的規制を導入している国が存在していることは認識しております。しかし、こうした国において、市場で供給支障が生じ、多大な負担が生じた事例が発生していることも勘案すると、規制改革や事業再編を進めるに当たっても、エネルギー・セキュリティや供給の信頼性確保の努力は不可欠と考えます。</p> <p>我が国はこれらの国と異なり、送電線によって近隣諸国とエネルギーを融通しあえる状況にない島国であること、国内にエネルギー資源が乏しく、そのほとんどを海外に依存しているという地理的・資源的条件を踏まえると、エネルギー・セキュリティは、引き続きエネルギー政策の重要な側面を占めております。</p> <p>このようなエネルギー・セキュリティの確保及び環境負荷の軽減の観点から優れた特性を有する原子力発電や水力発電等は、初期投資が大きく投資回収期間が長いといった特徴を有しております。これら長期固定電源を引き続き推進するためには、投資された電源に対して適切に需要が確保され、適正に投資回収がなされる環境を整備することが不可欠です。このため、これら電源の開発とそこ</p>
--	--	---	--

			<p>で発電する電気を送電する大容量の送電設備の形成等との一体的な実施が必要です。</p> <p>御指摘のように、構造的規制の目的として規制コストの削減の視点があるかと思われませんが、上記のように、我が国電力市場が特殊な環境にあること、加えて、「エネルギー・セキュリティの確保」、「系統信頼度」、「環境保全」、「ユニバーサルサービスの維持」、「公共安全」等の公益的課題も勘案し、そのあり方を論じた結果、会社形態等に関わる構造分離ではなく、事業を進める上での会計上の分離、ネットワーク業務に係る情報の目的外利用の禁止をはじめとした行為規制の実施などの措置を行うことで、ネットワーク部門の公平性・透明性の確保を行うべきと判断しました。</p>
	<p>取引所についての望ましい行為問題となる行為の追加</p>	<p>○ 一般電気事業者の電力抛出については、電気事業法・独占禁止法の観点から、望ましい行為・問題となる行為を具体的に例示することが望ましいと考える。</p> <p><b>【ガス事業関係者】</b></p>	<p>○ 私設・任意の卸電力取引市場において、電気事業法の観点から、行政が、事業者に対し量的なコミットを決定したり、あるいは指導することはできません。なお、第13回電気事業分科会において、一般電気事業者から、抛出についての考え方の表明がなされております。</p> <p>また、独占禁止法の観点からは、一般電気事業者が取引所へ電力抛出を行うかどうかは、各事業者の自主的な判断に委ねられていると考えられます。ただし、</p>

			一般電気事業者による電力抛出の仕方等が、市場における競争を実質的に制限する場合や公正な競争を阻害するおそれのある場合には、独占禁止法上問題となります。
--	--	--	---

V 他のエネルギーと競合する分野における適正な電力取引についての指針

頁	原案における該当箇所	意見の内容（抜粋）	考え方
	全体について	<p>○ 「電力ガス市場監視委員会」において、「屋内配線工事の負担」、「電化普及宣伝活動」、及び「ガスメーターやガス配管の撤去」に関しての実態調査の実施に加え、実情を定期的に報告（公表）されるようお願いします。</p> <p>【ガス事業関係者】</p> <p>○ 今回の指針で取り上げられなかった事例については、経済産業省が作成された「電気の取引に関する相談・紛争事例集（平成13年3月21日）」を改定することにより、家庭用部門における事例についても追記充実を是非とも図っていただきたい。</p> <p>【ガス事業関係者】</p> <p>○ 約款の運用に関する判断基準の作成については、自らのこれまでの判断を正当化するような恣意的な判断の入り込む余地がないような基準となることを、行政が客</p>	<p>○ 市場監視小委員会は、主に個別の紛争事案に関し電気事業法上の命令その他の行政措置発動の適否等について、御検討いただくことから、一般電気事業者による屋内配線工事費の負担等に関する実態調査等を実施することは考えておりません。なお、一般電気事業者による屋内配線工事費の負担等に係る個別の紛争が生じた場合には、経済産業省としては、紛争処理ガイドラインに基づき、必要に応じ市場監視小委員会に審議いただくなど、適切に対応してまいります。</p> <p>○ 経済産業省では、家庭用部門における事例に限らず、紛争処理の対象となった最近の事例を追加した上で、新しい事例集を作成・公表していくことを考えております。</p> <p>○ 望ましい行為として一般電気事業者が公表する供給約款等の運用基準の内容に</p>

		<p>観的な視点でしっかりと見極めていただきたい。</p> <p>【デベロッパー、個人】</p>	<p>については、一義的には各一般電気事業者が説明責任を負うものであると考えております。なお、仮に運用基準の内容に問題があつて、電気事業法上問題であると考えられる事例が生じた場合には、紛争処理ガイドラインに従い、経済産業省として適切に対応してまいります。</p>
53 ～ 54	<p>2 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為及び問題となる行為</p> <p>(1) 自家発電設備の導入又は増設</p> <p>ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為</p>	<p>○ 当社と関係する物件においてもコージェネレーションを設置しようとする場合の系統連系に係る技術的な協議において、一般電気事業者から十分な協議と説明がなされないまま周辺ネットワークに係る設備変更が必要とされ、高額な費用負担が発生する旨の示唆を受けるなどの事例が見られた。</p> <p>この事例が、一般電気事業者の恣意的な行為であったかどうかは情報の非対称性もあり判断しかねるところであるが、こうした協議における一般電気事業者の説明については、ガイドラインにある望ましい行為よりも一歩踏み込んだ責任を負う行為として取り扱われる必要があるのではないかと考える。</p> <p>【ガス事業関係者】</p> <p>○ 恣意的な運用などが行われないう、基準・内規を公表するなど説明責任を果たすべきであることを明確にするような追記が必要であると考えます。</p> <p>【ガス事業関係者】</p> <p>○ 連系協議の交渉の場に営業部門がいるのはおかしいので、窓口を送電部門にする意見に賛成である。当社でも実例で連系協議中の客先に電力会社がコージェネ連系する場合の条件をあれこれ言い、お客様の決断を鈍らせたケースがある。これは明らかに協議での情報を元に言っており公正な競争とはいえない。</p> <p>【ガス事業関係者】</p>	<p>○ 系統連系については、「電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドライン（16資電部第114号（平成16年10月1日）」（以下「系統連系ガイドライン」という。）において、一義的には事業者間の個別協議によるものとされておりますが、今般の電気事業制度改革によって設立された中立機関において、系統アクセスルールを定めております。本ルールにおいては、接続検討に関する検討期間や接続要件等について定めており、一般電気事業者は、当該ルールに基づき各社ルールを定め、公表しております。</p> <p>なお、系統連系に係る個別の紛争が生じた場合には、経済産業省としては、個別事案に即して、適切に対応してまいります。</p>
54 ～ 56	<p>2 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為及び問題となる行為</p> <p>(1) 自家発電設備の導入</p>	<p>○ 正当な理由なく、アンシラリーサービスに係わる料金を自家発電設備の新增設時に従来徴収していないにもかかわらず徴収することを示唆して自家発電導入を断念をさせることは独占禁止法違反と記述されている。“新增設時”だけでなく、“老朽更新時”などについても同様の記述をお願いしたい。また、“正当な理由”の具体的例を提示いただきたい。</p>	<p>○ 自家発電設備の老朽更新時についても導入等と同様に考えられます。正当な理由については、例えば、アンシラリーサービスに必要な費用が生じているため、それを回収するために、相手方への</p>

<p>又は増設 イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為</p>	<p><b>【その他事業者】</b></p> <p>○ 託送供給業務に関して知り得た情報を営業部門が利用することが電気事業法上問題となるのと同様に、送配電部門で得た系統連系の申込み情報を元に営業部門がカウンター・オファーを行うことは、競争上問題であると本ガイドラインに明記すべきである。</p> <p><b>【ガス事業関係者】</b></p> <p>○ 独占禁止法上違法となるおそれがある場合として、コージェネを導入しようとする需要家に対する約款の取扱いや運用基準の弾力運用の解除や需給調整契約の解除について、具体的な事例で記載されたことは評価できる。ただし、他の恣意的な典型例も同様に追記すべきである。</p> <p><b>【ガス事業関係者】</b></p> <p>○ 平成17年4月からの新規高圧受電需要家に対するガスコージェネ設置時のアンシラリーサービス料金の賦課について、平成17年3月31日までに設置のガス発電設備については同サービス料金については免除されるが、今後新規物件に対しては同じサービスを利用するにも拘らずアンシラリーサービス料金が課金されることとなるようですが、公平性の観点から問題があると考えます。また、同サービス料金は、太陽光発電設備及び風力発電設備には適応除外とされており、これはガスコージェネだけを狙い撃ちした不当な差別的取扱いであります。このような運用は、ガスコージェネを排除するものであり、公正競争上問題があると考えます。</p> <p><b>【ガス事業関係者】</b></p> <p>○ 割引（潜在的な自家発電事業者に対する割引）：自家発電設備の導入または増設に関する指針は、自家発電を検討している既存の電気事業者の顧客に対する割引を禁止するかのようには思われず、米国では、自家発電用に燃料を売りたいガス会社と自分のための電気を自分で発電されては顧客を失うことになる地域の電気事業者の間で、健全な競争がたびたび起こります。多くの場合、地域の電気事業者は、</p>	<p>十分な周知期間を与えて徴収する場合等は正当な理由に当たると考えられます。</p> <p>○ 指針上明記している行為は、独占禁止法違反となるおそれのある行為についての代表的な例示であり、指針に明記されていない行為であっても、市場における競争を実質的に制限する場合や公正な競争を阻害するおそれのある場合には、独占禁止法上問題となります。</p> <p>○ アンシラリーサービスについて独占禁止法違反となるおそれのある行為については、本指針のV2(1)イに記載されているところです。なお、実際に問題となるかどうかについては、個々の事案ごとに競争への影響等を勘案して判断されます。</p> <p>○ 本指針においては、一般電気事業者の顧客に対するすべての割引を問題としているのではなく、公正な競争を阻害するおそれのある割引を問題としているものです。御意見は今後の参考とさせていただきます。</p>
---	---	---

	<p>顧客が自家発電機の設置をやめるよう説得し、代わりに引き続きその電気事業者から電気を購入し続けるよう勧誘するために料金の割引を提案します。一般的な命題として、割引は価格を低下させるので、顧客にとって有益です。ゆえに、割引の禁止は顧客にとって有害になるかもしれません。実際、顧客が自家発電に投資をする選択肢を持つ場合、その顧客は過去に比べてより弾力性のある需要を有します。この指針は、顧客の新しいより弾力性のある需要を電気事業者が考慮することを妨げるように思われます。この政策は自家発電のより早い普及につながる可能性もありますが、効率的な参入速度よりも早いため、効率的ではない可能性もあります。一つの効率性の懸念は、本指針が、顧客が送電線を通して得る需要よりも高くつくにもかかわらず、自家発電への転向を行わせる可能性があるということです。もう一つの懸念は、その様な早まった変更が一部の顧客の財政破綻を引き起こし、これが逆に、認知された変更の危険性を上昇させることにより、後の適時の変更を思いとどまらせるかもしれないということです。</p> <p>一般的に、米国の州の規制当局は、そのような状況の割引の水準についての見直しを行っていますが、彼らはそれを禁じてはいません。そのひとつの理由は、システムに支えられ、システムの固定費の支払いに寄与しているいかなる顧客も、システムに接続している需要がそれほど弾力的で無い他の顧客（つまり、自家発電の設置を事実上設置できない顧客）の負担を軽減するからです。もし既存事業者が全く割引をしてはならないとしたら、システムの平均コストを賄うために、システムに残った顧客の料金は引き上げられなければならないかもしれません。他方で、仮にそのような割引の結果、顧客に貢献する可変コストをカバーせずにシステムコストをカバーするために寄与する料金が設定された場合、そのような割引はより小口の弾力性のない顧客から大口産業顧客への非経済的な補助になるでしょう。従って、一部の州規制当局は事業者に対して、割引後の価格が顧客への供給の可変コストを超え、結果、システムの固定コストをカバーすることに寄与する限りにおいて、割引を許可しています。</p> <p>【米国政府】</p> <p>○ 自家発電補給を結ばないとした場合、選択負荷遮断機能がないと契約できないとの</p>	<p>だきます。</p> <p>○ 自家発電補給等について独占禁止法違</p>
--	--	---

		<p>噂がお客様に伝わっている。選択負荷遮断機能は、本来選択メニューなので自由に選択して良いのではないか。自家発補給契約で、自家補を使用しなくても 20%の費用負担を毎月支払うのは、社会通念に照らし負担が大き過ぎる。</p> <p>【ガス事業関係者】</p>	<p>反となるおそれのある行為については、本指針の V 2 (1) イに記載しているところです。なお、実際に問題となるかどうかについては、個々の事案ごとに競争への影響等を勘案して判断されます。</p>
56 ～ 60	<p>2 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為及び問題となる行為</p> <p>(2) オール電化等</p>	<p>○ 電力会社によるオール電化の推進を一方向的に規制するのではなく、電気は家庭用分野では新規参入者であるという視点もガイドラインの策定にあたっては考慮し、市場全体に適正な取引が普及する観点が重要だと考えます。</p> <p>【工務店、デベロッパー、その他事業者、個人】</p> <p>○ この指針に書かれていること以外にも、不当な利益の供与が行われているのではないかと考えますが、そのような行為を未然に防止するためにも、現実的に発生している問題事例を可能な限り全て捉えて、そのような行為を行ってはならないことをこの指針にきちんと織り込むべきと思います。</p> <p>【個人】</p>	<p>○ 本指針では、一般電気事業者がオール電化を推進すること自体を問題としているものではありません。指針に記載している事例は、一般電気事業者がオール電化の選択を条件として供給約款等の運用を恣意的に行う場合には、電気事業法上問題となる旨を例示しております。</p> <p>また、独占禁止法関係部分に関する記述についても、違反となるおそれのある行為について例示したものであり、一般電気事業者がオール電化を推進すること自体を問題としているものではありません。御意見は今後の参考にしつつ、独占禁止法の適正な運用を図ってまいります。</p> <p>○ オール電化の営業活動を巡って電気事業法上問題になると考えられる事例については、今回の改定原案において可能な限り反映しています。なお、今後、新たに電気事業法上問題になると考えられる事例が生じた場合には、可能な限り指針に反映していくことを考えております。</p> <p>また、指針上明記している行為は、独</p>

			<p>占禁止法違反となるおそれのある行為についての代表的な例示であり、指針に明記されていない行為であっても、市場における競争を実質的に制限する場合や公正な競争を阻害するおそれのある場合には、独占禁止法上問題となります。</p>
57 ～ 58	<p>2 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為及び問題となる行為</p> <p>(2)オール電化等</p> <p>イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為</p> <p>①一般電気事業者の恣意的な運用</p>	<p>○ 約款へ他燃料（ガス）設備の撤去を条件とする記載がなされないよう明記すべきである。</p> <p><b>【ガス事業者関係者】</b></p>	<p>○ 他に確認の手段があるにもかかわらず、需要家の負担を強いてガス設備の撤去を求めるような適用条件とする選択約款は問題であると考えます。第7回電気事業分科会適正取引ワーキンググループ（平成17年1月27日開催）においても、経済産業省から上記の発言を行っており、あえてそこまで本指針に明記することは考えておりません。</p>
58 ～ 59	<p>2 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為及び問題となる行為</p> <p>(2)オール電化等</p> <p>イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為</p> <p>③一般電気事業者による電化機器の過剰な普及宣伝活動</p>	<p>○ 改正原案に度々登場する「社会通念上の許容範囲内」という字句は、抽象的であり、具体的な記述がないため、その範囲を明示すべきである。</p> <p><b>【ガス事業者関係者、電気・ガス機器販売業者、その他事業者】</b></p> <p>○ 改正ガイドラインでは取り上げられていないものの、住宅開発団地における景観</p>	<p>○ 社会通念上の許容範囲内については、あらかじめ具体的に枠を設けたり、一定の水準で線引きすることが大変難しい面を有していることや、仮にそのような範囲を設定する場合には、社会的な状況や手段、量などによって判断が異なるなどの悪影響も懸念されることから、当面はこのような一般的な考え方の下、ケースバイケースによる対応及びその判断の積重ねを行っていくことが適当であると考えております。</p> <p>○ 電柱のカラーリングについては、地域</p>

		<p>の向上のために電柱をカラーリングする際に、電力会社はオール電化住宅の採用を条件としてカラーリング費用を負担する場合があります。このような費用を電気事業費用に計上するとともに規制部門の料金原価に算入する場合は、会計整理又は料金原価の取扱いが不相当となって規制部門の需要家の利益が阻害されるおそれがあることから、電気事業法上の会計整理違反となるということを確認していただきたい。</p> <p>【ガス事業関係者】</p> <p>○ 普及宣伝活動：我々の経験によると、普及宣伝活動は、真実である限り、顧客の意思決定を改善させます。提案された「過剰な普及宣伝活動」についての指針が真実の普及宣伝さえも規制することを検討する限りにおいては、我々の消費者保護の経験と対峙するように思われます。他の販売業者による真実のメッセージに対する需要家の認識や理解を混乱させる宣伝活動は、有害です。日本政府としては、(宣伝や他の方法による)異なる販売業者からの比較可能な要素に関する情報の普及を奨励することにより、消費者が同等品を比較することができることを望むことでしょう。</p> <p>【米国政府】</p>	<p>全体の景観への配慮など、社会貢献の観点から行われている場合には、電気事業法上問題となるものではありません。ただし、オール電化の採用を条件としてカラーリングを行うことによって電気事業法上問題であると考えられる場合には、経済産業省としては、紛争処理ガイドラインに基づき、必要に応じ市場監視小委員会に審議いただくなど、適切に対応してまいります。</p> <p>○ 本指針においては、一般電気事業者が社会通念上の許容範囲を著しく逸脱して普及宣伝活動を行うことによって、電気事業の遂行上不適切な費用を電気事業費用に計上するとともに規制部門の料金原価に算入する場合に、電気事業法上問題があるとしており、真実かつ適正な普及宣伝活動まで制限することを考えているものではありません。</p>
59	<p>2 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為及び問題となる行為</p> <p>(2)オール電化等</p> <p>イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為</p> <p>④一般電気事業者によ</p>	<p>○ 「一般電気事業者による不動産の買取り」は、正に、大資本の力を悪用した手法であり絶対容認できない。料金原価と電気料金の適正な関係を疑わせる行為であるとともに、開発業者のみとのいわゆる裏約束であり、透明性に大いに欠ける。ご指摘の通りであり、より強い表現での禁止を謳っていただきたい。</p> <p>【ガス事業関係者】</p>	<p>○ 電気事業法上の観点からは、社宅用等として使用しないオール電化マンションを購入し、それを電気事業固定資産として計上するとともに規制部門の料金原価に算入する場合において問題としており、例えば、社宅用として使用するなど、福利厚生の一環として必要な場合まで禁止するものではありません。</p>

	る不動産の買取り		
59 ～ 60	<p>2 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為及び問題となる行為</p> <p>(2)オール電化等</p> <p>イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為</p> <p>⑤オール電化とすることを条件とした不当な利益の提供等</p>	<p>○ 不当な利益による顧客誘引という行為類型が問題として記載されている。しかし、不当な利益による顧客誘引の根拠となる独占禁止法2条9項3号の「不当に競争者の顧客を自己と取引するよう誘引し、又は強制すること」の文言中、「取引」とは直接の取引を意味している。そして、不当な利益はこの取引に伴って与えられるものである。</p> <p>まず、一般電気事業者は、ディベロッパーの間では、供給設備の形態等について協議等を行っているにすぎず、買取保証の例を除けば取引には該当しないし、ディベロッパーは顧客ではない。買取保証においても、ディベロッパーは顧客ではなく、さらに、電気事業法上の会計整理等の問題を生じない限り、取引内容は基本的に自由なのであるから、不当な利益による顧客誘引によって規制されるべきものではない。</p> <p>次に、「不当な利益の提供」にこのような間接的な利益も含むと解釈することは、適用される範囲が不透明に拡大し、法的安定性を欠くこととなる。</p> <p>以上のとおり、不当な利益による顧客誘引として独占禁止法上違法となるおそれがあるとの記載には疑義があり、削除・修正されるべきである。</p> <p><b>【研究者】</b></p> <p>○ 拘束条件付取引という行為類型も問題としてあげられているが、この場合は、一般的に競争減殺が要件とされているところであり、問題となる市場を明らかにして論じられるべきである。</p> <p>市場画定については、一般的には、需要者から見て代替可能性があるか、つまり選択可能な用途ごとに市場があり、需要者が選択できるところだけを切り取って検討するのが独占禁止法の考え方である。</p>	<p>○ 一般電気事業者とディベロッパー等との間にも取引は成立すると考えます。</p> <p>また、不当な利益による顧客誘引における誘引の手段は、直接であるか間接であるかにかかわらず、客観的に自己と取引するように誘引する効果が認められれば十分と考えられます。</p> <p>○ 本指針で念頭に置いているのは、住宅等向け熱源取引市場であり、住宅開発業者等が熱源供給事業者（一般電気事業者、ガス会社）と開発される住宅の熱源の供給方法について協議を行うこととなります。また、一般家庭向け電気の供給は、</p>

		<p>そもそも、電力会社が拘束条件をディベロッパーとの間の取引（買取保証）につけていたとしても、消費者はオール電化でない物件を選択できるのであり、消費者を需要者とする市場において、公正競争阻害性があるとは考えられず、問題にはならない。</p> <p>また、消費者はオール電化の物件を選択しているにすぎないのであるから、一般電気事業者が消費者との間の取引に伴って拘束条件をつけているものでないことは明らかである。</p> <p>以上のとおり、拘束条件付取引として独占禁止法上違法となるおそれがあるとの記載には疑義があり、削除・修正されるべきである。</p> <p><b>【研究者】</b></p> <p>○ オール電化については、家庭における厨房・給湯市場における一般電気事業者の振る舞いが問われているものと思われませんが、この市場においては電気よりガスの方が圧倒的なシェアをもっており、電気はどちらかといえば新規参入者の立場に近いということを考えると、実際に「ガス事業者の事業活動を困難にする」とは考えにくいのではないのでしょうか。</p> <p>また、電気の小売分野との関係では、「他のエネルギーと競合する分野」である自家発電設備やオール電化も含めて規制の対象とされていることと電気の小売分野で前提とされている「既存の一般電気事業者が各供給区域内において100%近い市場シェア」との関係がどのように整理されているのかよくわからないところがあります。エネルギー市場全体を視野に入れた指針とするのであれば、市場の認識の前提となるシェアについても、自家発電設備やガスも含めてエネルギー市場全体として見直すことが必要となるのではないのでしょうか。</p> <p>このように考えますと、改定原案における「他のエネルギーと競合する分野における適正な電力取引の在り方」の項につきましては、今回は電気事業法上問題となる行為を明確化するととどめ、独禁法上問題となる行為については、市場の認定や</p>	<p>制度上、一般電気事業者が行うことになっていることから、住宅開発業者等は、熱源をオール電化としない場合でも、電線の敷設や供給用変圧器室に関する協議を一般電気事業者と行うこととなります。このような一般電気事業者の立場を踏まえると、一般電気事業者が、本指針に明記したような不当にオール電化とすることを取引条件とすることは、住宅向け熱源取引市場における公正な競争を制限するおそれがあり、独占禁止法違反となるおそれがあるとして指針に記載したものです。</p> <p>○ 本指針で念頭に置いているのは、住宅等向け熱源取引市場であり、住宅開発業者等が熱源供給事業者（一般電気事業者、ガス会社）と開発される住宅の熱源の供給方法について協議を行うこととなります。また、一般家庭向け電気の供給は、制度上、一般電気事業者が行うことになっていることから、住宅開発業者等は、熱源をオール電化としない場合でも、電線の敷設や供給用変圧器室に関する協議を一般電気事業者と行うこととなります。このような一般電気事業者の立場を踏まえると、一般電気事業者が、本指針に明記したような不当にオール電化とすることを取引条件とすることは、住宅向</p>
--	--	--	--

		<p>競争状況についての慎重な分析を行ったうえで、追加・変更を検討すべきだと思います。</p> <p>【研究者】</p> <p>○ 一般電気事業者による建築事業者等に対する金品等の支給についても、その供与の方法及び額によっては、独占禁止法上も問題になり得るものもあり、記述が必要と考えられます。</p> <p>【ガス事業関係者、個人】</p> <p>○ 割引（オール電化の契約者及び開発事業者に対する割引または他の誘引）：一般的な命題として、割引は顧客（この場合、開発事業者）にとって価格の引き下げとなります。更に、他の誘引（例えば、売れ残り物件の買取など）も割引の一つの方法です。この指針は、地元のガス会社が、電力会社の割引に対して価格を合わせたり、更なる割引ができるかもしれないのに、電気事業者がそのような誘引を提供することを禁止しているように思われます。</p> <p>仮に電気事業者がオール電化の開発業者に対する割り引きを提供せずに、むしろ、契約者のオール電化の建築への傾倒なしに、料金に関係なく特定のサービス（例えば、送電線の地中化）の提供を拒否した場合、更に深刻な問題が起こります。ここでの全般的な問題は、顧客および潜在的な顧客が供給者の方針の結論について十分に情報提供を受けているかどうかということです。可能性としては、仮に電気事業者が十分な割引もしくは将来的な保証を提供しているなら、それらの一部もしくは全部が顧客にとって有益となるでしょう。仮に顧客が供給者の方針について情報提供を受けていて、電気事業者のやり方が気に入らない場合、彼らはこの開発に投</p>	<p>け熱源取引市場における公正な競争を制限するおそれがあり、独占禁止法違反となるおそれがあるとして指針に記載したものです。</p> <p>○ 一般的に、一般電気事業者による販売奨励金等の支払自体は、原則として独占禁止法上問題とされないと考えられます。ただし、販売奨励金等の支払により、市場における競争を実質的に制限する場合や公正な競争を阻害するおそれがある場合には、独占禁止法上問題となり、その判断については個々の事案ごとに競争への影響等を勘案して行われます。</p> <p>○ 本指針においては、一般電気事業者による顧客への割引やその他の利益提供のすべてを問題としているのではなく、公正な競争を阻害するおそれのある利益提供等を問題としているものです。御意見は今後の参考とさせていただきます。</p>
--	--	---	---

		<p>資しないか、または仮に投資するとしても、将来のコストの重要性を正確に考慮に入れるでしょう。例えば、開発業者がオール電化の開発に傾倒し、潜在的な顧客が電気事業者の方針を知らない場合、または、契約した顧客が事後にその手配について聞かされるといった時に問題が起こります。これは、電気事業者または開発事業者または両者による詐欺行為を成立させる可能性があります。</p> <p>最後に、指針では、割引と誘引が独占禁止法と電気事業法の両方に違反すると記しています。米国では、記述された割引行為は、独占禁止法違反と判決を下されることはないものと思われます。しかし、天然ガスパイプラインシステムの開発および拡張を促進し、個人消費者に対して天然ガスのアクセスを高めるという公共政策上の理由が規制政策の事情から存在するのかもしれませんが。例えば、経済産業省は公共政策として、需要家により有害性の少ない他の資金投入の仕組みがないと仮定して、この設置されたガス供給の基礎の拡張が一部の既存の需要家への割引（の提供）を無くすことよりも重要であると判断するのかもしれませんが。</p> <p>【米国政府】</p> <p>○ 正常な商慣習に照らして、不当な利益の提供を行なうことや提供を示唆すること、との記述がありますが、不当な利益の提供となる一定の判断材料としての具体的例示を明らかにして頂きたい。電力各社やその関連会社等の正常な商慣習に照らして、不当な利益の提供に関する実態調査と、その結果を定期的に公表するシステムの構築をお願い致します。</p> <p>【ガス事業関係者】</p> <p>○ 指針改定原案通りに一般電気事業者による「屋内配線工事の負担」や「ガス設備の撤去」を行わないように一般電気事業者を十分に指導・監督するようお願い致します。</p> <p>加えて、下請会社や工事会社等にも趣旨の徹底を指針に明記して頂きたい。</p>	<p>○ 本指針において、正常な商慣習に照らして不当な利益の提供に該当するおそれのある行為については、その代表的なものを例示しております。</p> <p>なお、公正取引委員会では、本指針に関する照会については、従来から、経済取引局調整課で受け付けております。また、個別の事案についての申告については審査局で受け付けております。</p> <p>○ 御意見を参考にしつつ、独占禁止法の適正な運用を図ってまいります。</p>
--	--	---	---

		<p>【ガス事業関係者】</p> <p>○ 改定原案に記載された独占禁止法の適用条項は、他の事業者を市場から排除し、競争を実質的に制限する行為であるから、私的独占の適用を含めて検討すべきと考える。</p> <p>【ガス事業関係者】</p>	<p>○ 本指針のI2(1)イに、例示された行為が市場における競争を実質的に制限する場合には、私的独占に該当し独占禁止法違反になる旨記載しております。</p>
	<p>具体的事例の提示</p>	<p>○ 以下の具体的3事例について、同様又は類似の事例を典型事例としてまとめたいただき、指針への追記をいただきたい。</p> <p>a 系統連系手続の不当な遅延行為と回避事例、及び標準手続期間の明示について平成16年1月オープンのショールームにガスタービン及びガスエンジンコージェネ、燃料電池コージェネ（実証研究用）を導入する際の電力会社との系統連系手続において、協議窓口が各地域の営業所となっており、他の電力会社で既に数千台設置実績がある家庭用ガスエンジンコージェネについてさえも、当該電力会社では初めての設置事例であることや、本店の複数担当部署の審査があるからという理由で、事務手続に最速で3カ月、長ければ6カ月かかるという返答があった。しかも、手続の遅延を狙いとした又は担当者の技術的興味本意に基づくとしか考えられないインバーター構成部品仕様等多数の資料の提出要求に応えざるを得なかった。必要書類提出後約1カ月後に手続の進捗確認を行ったところ、まだ所管営業所の担当者が文書を所持しており、多忙との理由で本店担当部署に上げていないとのことであった。不当な遅延行為ではないかと考え、本店の審査担当部署にクレームを入れたところ、その後3週間程度で協議が整いオープンに間に合い、何とか事なきを得た。</p> <p>この事例の教訓として、分散型電源の系統連系手続については、電力会社が標準的な事務手続期間を明示するとともに、やむを得ず遅延する場合には、その理由を付した文書を申請者に提示することで、不当な遅延行為の発生を予防すべきと考えることから、当該提案と類似の事例を典型事例として望ましい行為に追記することが双方にとって有意義であると考えます。</p> <p>b オール電化に近い電気空調等を設計した建築物設計業者への電力会社系列会</p>	<p>○ 系統連系については、系統連系ガイドラインにおいて、一義的には事業者間の個別協議によるものとされております。また、今般の電気事業制度改革によって設立された中立機関において、系統アクセスルールを定めております。本ルールにおいては、接続検討に関する検討期間や接続要件等について定めており、一般電気事業者は、当該ルールに基づき各社ルールを定め、公表しております。</p> <p>なお、系統連系に係る個別の紛争が生じた場合には、経済産業省としては、個別事案に即して、適切に対応してまいります。</p> <p>○ いただいた御意見だけでは電気事業法</p>

		<p>社からの報奨金の贈与事例について</p> <p>市内某私立高校の設計を受託した大手某建築設備設計会社では、建物の空調に氷蓄熱システムを採用するなど、オール電化に近い設計を行い提案したところ、発注者からも了解を得ることができた。建物の完成後、電力会社系列の会社から当該建築設備設計会社と発注者に対し、オール電化に協力した表彰状と100万円の報奨金の贈与が各々あったとのこと。この建築設備設計会社の管理職社員の話では、それが社内の噂となり、設計者の中にはエンドユーザーの利益の確保より高額な報奨金をねらってオール電化を設計に盛り込もうとする者が増えたことから、ガス事業者でも同様のことをやれないかと推奨・催促的な打診があった。</p> <p>金額が通常のエネルギー営業PRの範囲をはるかに超えており、しかも系列会社を利用した迂回金と思われることから、このことは公正な競争を阻害する行為に当たるものと考えられ、警鐘を鳴らす意味で、問題行為事例として追記が必要と考える。</p> <p>○ 特高回避のためのコージェネ導入を阻止する便益供与の不公正事例について</p> <p>高圧受電している市内某工場では、製品の増産と工場拡張やむなきに至ったことに伴う電力需要の増大に現在の高圧受電のままでの対応を図るため、特高回避のピークカットコージェネの導入検討を某エネルギー供給サービス事業者に相談した。そのエネルギー供給サービス事業者が系統連系について電力会社に相談に行った後、そんなに日が経過しない内に電力会社の営業担当者が来社し、高圧の範囲の電力量(2000kW)を超えても特高にしないでよいからという特別な計らいをしてくれる提案があったとのこと。同様の事例について同じ地域に所在するほかの2社からも情報提供があり、また他地域においても類似の事例を耳にしていることから、問題行為事例の典型事例として追記が必要と考える。</p> <p><b>【ガス事業関係者】</b></p> <p>○ 実例として以下のケースがあり、文中のような「独占法上違法となるおそれがある」典型的な事例として追加していただきたい。</p>	<p>上問題があるかどうかについての判断はできませんが、改定原案58頁にあります「③一般電気事業者による電化機器の過剰な普及宣伝活動」に該当する可能性がある事例であると考えられます。</p> <p>また、一般的に、一般電気事業者による報奨金等の支払い自体は、原則として独占禁止法上問題とならないと考えられます。ただし、報奨金等の支払いにより、市場における競争を実質的に制限する場合や公正な競争を阻害するおそれのある場合には、独占禁止法違反となり、その判断については、個々の事案ごとに競争への影響等を勘案して行われます。</p> <p>○ 指針上明記している行為は、独占禁止法違反となるおそれのある行為についての代表的な例示であり、指針に明記されていない行為であっても、市場における競争を実質的に制限する場合や公正な競争を阻害するおそれのある場合には、独占禁止法上問題となります。その判断については、個々の事案ごとに競争への影響等を勘案して行われます。</p> <p>○ 指針上明記している行為は、独占禁止法違反となるおそれのある行為について</p>
--	--	--	--

		<p>現状の系統なら GPT（接地形計器用変圧器）設置は不要だが、将来この系統にコージェネが増設された場合は GPT を設置する可能性を指摘された。恣意的な運用により、設備を設置するのはおかしい。</p> <p>また、コージェネ運用が 12 月でも、前倒しで 4 月より（～という理由で）契約を変更（料金値上げ）させられた。</p> <p>マイクロコージェネにおいて、インバータ連系方式で「みなし低圧連系」であっても高圧需要家であるという事でアンシラリーサービスの課金対象になってしまい、お客様からクレームが多く出ている。</p> <p>ヤンマー製 CP5V1（発電出力 5 kW）は JET（電気安全環境研究所）の小型分散型発電システム用系統連系装置の認証取得をしたにも関わらず、（連携協議に〇〇日要すなど）電力会社との連系協議は全く簡略化しておらず、無駄な時間と労力を使っている。</p> <p><b>【ガス事業関係者】</b></p> <p>○ 新規の宅地造成計画地内において、電力会社が販売区画の予約購入を行い、また、開発区域内における夜間街灯設備の負担を約束することで、ガス本管布設の拒否を行い、開発業者との協議において弊社ガス販売営業を妨害した事例があった。この場合、開発業者とのガス本管布設協議が既になされており特段の影響がなかったが、過剰な電力販売営業行為と考えられる。</p> <p><b>【ガス事業関係者】</b></p> <p>○ 当社の営業現場において、以下のような公正競争上の問題がある事例が発生しており、本改定案においても問題のある行為として追記することを願いたい。</p> <p>a 電力会社の売上に占める適正な広告宣伝費 平成 10 年頃より、電力会社が電力自由化枠外の独占状態である家庭用のお客</p>	<p>の代表的な例示であり、指針に明記されていない行為であっても、市場における競争を実質的に制限する場合や公正な競争を阻害するおそれのある場合には、独占禁止法上問題となります。その判断については、個々の事案ごとに競争への影響等を勘案して行われます。</p> <p>○ いただいた御意見だけでは電気事業法上問題があるかどうかについての判断はできませんが、改定原案 59 頁にあります「④一般電気事業者による不動産の買取り」などに該当する可能性がある事例であると考えられます。</p> <p>また、実際に独占禁止法上問題となるかどうかについては、個々の事案ごとに競争への影響等を勘案して判断されます。</p> <p>○ 広告宣伝費等に係る情報開示については、一義的には一般電気事業者の経営責</p>
--	--	--	---

		<p>さまを対象に、他エネルギーに対する中傷的ともいえる比較宣伝広告（意味なき安全性・環境性の訴求・適正でない料金比較）を、テレビ、ラジオ、新聞などマスメディアを通して、電力会社またはグループ会社が連日膨大な費用をかけておこなっている。地方の都市ガス会社は規模も小さく、LPガス業者も多々あり、同等あるいはそれ以上のPRをすることは経済的にできない。ある意味独占的な地位にある電力会社が宣伝広告する場合、例えば他エネルギーとの比較広告は控え、（電力同士に限る）自社の自助努力をお客さまに訴えることに限定すべきと考える。また、家庭用電力に対して地域独占的な立場にある以上、売上に対する広告宣伝費、需要開発費を適正に開示し、そういった支出に対する明確な基準を設けることを改定案に明記し、それに違反する場合は厳正なる処置をすべきと考える。</p> <p>b 広告宣伝表現の適正化</p> <p>一方的でかつ正確性を欠く広告宣伝を巨大な資金力で行うことは市場の競争を歪めかねないことから、問題のある事例として本改定案にも位置付けることをお願いしたい。</p> <p>また、誇大かつ客観性を欠く広告表現が多く、公益事業者として自覚が欠ける表現について、公正な競争を阻害する行為として本改定案への追記を行うと共に、厳格な監視をお願いしたい。</p> <p>c オール電化設備導入を条件とする不当な利益提供の是正</p> <p>20年前までは、標準的な家庭においては20A～30A契約が主流だったが、エアコン設置台数・大型冷蔵庫等電気製品需要の増大に伴い、電気契約が1戸当たり50Aを超えるようになった。ところが、近年電力会社はそれをうまく利用</p>	<p>任・説明責任に委ねられていると考えております。なお、電気事業法上疑義のある事例が具体的に生じた場合には、紛争処理ガイドラインに従い、経済産業省として適切に対応してまいります。</p> <p>また、商品・サービスの内容について、実際のもの又は競争事業者の供給するものより、一般消費者に対して著しく優良であると示したり、一般消費者に著しく有利であると誤認されるような広告その他の表示は、不当表示として景品表示法上問題となりますが、その判断については、個々の事案ごとに様々な要素を踏まえて行われます。</p> <p>○ 商品・サービスの内容について、実際のもの又は競争事業者の供給するものより、一般消費者に対して著しく優良であると示したり、一般消費者に著しく有利であると誤認されるような広告その他の表示は、不当表示として景品表示法上問題となりますが、その判断については、個々の事案ごとに様々な要素を踏まえて行われます。</p> <p>○ 分譲マンションに対する電気の供給方法については、一般電気事業者の資産である受電設備（供給用変圧器）を介して各住居に対して低圧供給することとして</p>
--	--	---	--

		<p>して、建築20年以上経過した分譲マンションにおいて、ある日突然、このままでは受電設備に支障がおき、いつ停電が起きても不思議ではない、早急に1,000万円相当の受電設備の変更が必要であるとの申し入れを管理組合にし、(電気保安協会が機能していない)その際電気温水器、クッキングヒーターを採用された方には、当該受電設備の工事代金を割安にするとの申し入れがあった事例がある。これは、不当な利益供与であり、本来電気事業者の資産である受電設備の工事代金とオール電化をバスターする行為は、供給約款上の問題のある行為としても本改定案に典型事例として追記願いたい。</p> <p>d オール電化設備導入を条件とする不当な利益提供の是正  地場の電力会社は、生活支援の必要な世帯が増えている市町村に対して、安全を前面にして無料でクッキングヒーターを提供している事例が見られる。これらの行為は、需要開発として処理されているのであれば、不当な利益供与に該当するものであり、公正な競争市場を歪める効果を持つことから、問題行為として本改定案にも追記すべき。</p> <p>e 排他条件付き取引を含む電化設備導入バスター営業の是正  マンション等の集合住宅に対する電気の供給方法として、中心街において既存ビルを取り壊し、新たに分譲マンション計画があるが、受電設備撤去作業に500万円以上の費用がかかり、オール電化マンションにしてくれたら費用込みで協</p>	<p>おり、また、需要の増加に伴い、一般電気事業者がその受電設備(供給用変圧器)について容量の大きいものに取替える必要が生じた場合には、その取替工事に係る費用はそもそも当該一般電気事業者が負担するものであります。したがって、需要家が費用負担する必要がない当該工事代金を割引することとオール電化の採用をバスター取引するという行為は、起こり得ないのではないかと考えております。なお、電気事業法上疑義のある事例が具体的に生じた場合には、紛争処理ガイドラインに従い、経済産業省として適切に対応してまいります。</p> <p>○ 指針上明記している行為は、独占禁止法違反となるおそれのある行為についての代表的な例示であり、指針に明記されていない行為であっても、市場における競争を実質的に制限する場合や公正な競争を阻害するおそれのある場合には、独占禁止法上問題となります。その判断については、個々の事案ごとに競争への影響等を勘案して行われます。</p> <p>○ 指針上明記している行為は、独占禁止法違反となるおそれのある行為についての代表的な例示であり、指針に明記されていない行為であっても、市場における</p>
--	--	--	---

		<p>力するとの申し入れがあったとの情報が設計会社からあった。</p> <p>さらに、当地域においても、電力会社がデベロッパー（宅地造成業者）に対して、無電柱化あるいは自社遊休地を提供する代わりにオール電化を勧める動きが活発化している。</p> <p>こういった行為は、オール電化を条件として不当な利益を供与する事例に該当するもので、本改定案に追記することが適切である。</p> <p>f 横暴なオール電化設備導入営業、工事の是正</p> <p>平成14年4月より、電力会社では地域の家電販売店の組合を通して、「電化普及手数料制度」を実施。増加が見込まれる電気料金と比較して極めて高額なリベートの支払いは、電気料金制度上の問題があると思われるとともに、オール電化を条件とした不当な利益の提供に該当する行為であり、本改定案に明記することが必要である。</p> <p>なお、ガス配管、ガスメーターの撤去依頼が電化工事完了後、家電販売店・工事店からではなく、お客さまから連絡が入るが、保安確保の観点から、ガス配管を撤去する場合の注意事項（ガス会社への事前連絡の徹底）、教育（ガス配管工事の免状の有無）等、電力側の配慮ある販促活動を当局には指導願いたい。</p> <p><b>【ガス事業関係者】</b></p> <p>○ 当社が調査（オール電化への切替）をした事例です。当社のガスをお使いのお客さまへ地球温暖化防止対策・エネルギー（光熱費）の削減診断といった題目を唱え、高額な電化機器販売の手法については、個々の判断を紛らわせた不当な訪問販売と思われる。</p> <p><b>【ガス事業関係者】</b></p> <p>○ 今回、電力会社が行う電気事業法や独占禁止法に抵触しうる行為として本改定原案に具体的に列記されたもの以外にも、以下の事例のように問題となる行為が顕在</p>	<p>競争を実質的に制限する場合や公正な競争を阻害するおそれのある場合には、独占禁止法上問題となります。その判断については、個々の事案ごとに競争への影響等を勘案して行われます。</p> <p>○ 一般的に、一般電気事業者によるリベート等の支払い自体は、原則として独占禁止法上問題とならないと考えられます。ただし、リベート等の支払いにより、市場における競争を実質的に制限する場合や公正な競争を阻害するおそれがある場合には、独占禁止法上問題となります。その判断については、個々の事案ごとに競争への影響等を勘案して行われます。</p> <p>また、保安確保の観点から、問題となる事例が生じた場合には、保安規制担当部署と連携しつつ、経済産業省として適切に対応してまいります。</p> <p>○ 実際に独占禁止法上問題となるかどうかについては、個々の事案ごとに競争への影響等を勘案して判断されます。</p>
--	--	--	--

		<p>しており、同様の事例を典型事例としてまとめていただき、指針への追記をお願いしたい。</p> <p>a 電力会社の不当なPR活動の事例</p> <p>電力会社では、その公益的かつ唯一の家庭用電力供給会社としての立場を利用し、学校PTA活動を通じて、各家庭でのオール電化時における料金比較シミュレーションの実施を勧誘するとともに、あたかもオール電化にしなければ損をするといったチラシを、生徒の家庭に配布するといった営業活動を行っている。本件は、電力営業所担当者に抗議し中止となったが、聞けば過去から他の地域でも同様の手法で料金比較誘導を行っているとのことであった。教育現場で堂々と営業活動を行う大きな問題にもかかわらず、担当者にはその認識がまるでなかったという姿勢の問題だけではなく、その巨大かつ独占的な地位を利用することにより、他のエネルギー事業者の事業活動を阻害する不公正な行為を行っているという点で大きな問題がある。</p> <p>b 系統連系に係る情報の目的外利用に関する事例</p> <p>当社で、環境面、お客さまの省エネルギー性から、あるハウスメーカーの住宅展示場に家庭用コージェネレーションシステム「エコウィル」（ガスで電気を発電し、排熱を温水利用する商品）の設置を提案したところ快諾をいただいた。そこで、コージェネレーション設置に必要な電力会社との系統連系の協議を行うために、電力会社の担当部署である配電センターとアポイントをとったところ、「電灯契約の件もあるので、契約を担当する営業提案センターも同席させる」とのことであった。系統連系の協議は速やかな対応をいただいたが、現地の配電は隣の住宅展示場に太陽光発電が設置されていたので、系統連系が正常にできるかどうかの証明をするように言われた。その証明のために各方面への書類収集に時間がかかっている間に、電力会社担当者から当社支店担当者に対して、系統連系の申請書にハウスメーカーの名前、担当役職名を記載するようにとの指示が出た。ところが、提出した翌日、そのハウスメーカーに電力会社の営業から「どうしてこんなものをつけるのか？（連系協議が整っていないので）設置できるかどうか分からないですよ」と電話が入った。ハウスメーカーも熱源の決定はハウスメーカー</p>	<p>○ 商品・サービスの内容について、実際のもの又は競争事業者の供給するものより、一般消費者に対して著しく優良であると示したり、一般消費者に著しく有利であると誤認されるような広告その他の表示は、不当表示として景品表示法上問題となりますが、その判断については、個々の事案ごとに様々な要素を踏まえて行われます。</p> <p>○ 系統連系に係る技術的な協議は託送供給に係る業務と直接結びつかないことから電気事業法における情報の目的外利用の禁止の対象外となりますが、本質的に、営業部門の業務ではなく送配電部門の業務として行われるべき業務であるため、本指針において、当該協議を通じて得た情報に関しては、適切に管理することが望ましいと記述したものです。</p>
--	--	--	--

		<p>一自身であり、電力会社に指示されるようなことではないと電力会社へ抗議したが、後日、当社より配電センターへその事実を確認すると「営業に情報を漏らしていない、信用してもらえない」の一点張りであった。結果的には連系協議は解決し設置は可能となったものの、最初の配電センターとの打ち合わせに営業担当者が同席したこと、申請時点でハウスメーカー担当者名の記載を求められたことについて、その必要性に疑問を禁じえない。こういった例のように、電力会社の立場を利用して知り得た情報で営業反撃されることは情報の目的外利用として禁じるべき行為である。</p> <p>○ 自家発電設備の設置を実質的に困難にする選択約款料金の事例</p> <p>当社がガスを供給する地域の電力料金では、平成13年10月より「業務用高負荷率型電力」という選択約款が新設されており、現在、ホームページで見られる標準メニューとしては提示されていないが、同様の主契約料金表が運用されている。</p> <p>この電気料金は、軽負荷期(4月1日から5月31日までの期間および10月1日から11月30日までの期間)の各月の最大需要電力の平均の値を基準需要電力とし、月間使用電力量をその基準需要電力1kW当たりの使用時間毎に区分された電力量によって電力量単価が逓減する料金制度である。しかし、その基準需要電力は、当該料金を利用している業務用需要家が、自家発電設備を導入し自家発補給電力を契約した場合、軽負荷期の平均最大需要電力にその自家発補給電力の契約電力を加えた値と定められている。そのため、需要家が自家発電設備を設置した場合に、電力会社から購入する電力量の基準需要電力1kW当たりに対する使用時間数は短くなり、結果的に平均電力量料金単価は、自家発電設備を導入しない場合に比べ高価になる。逆に見れば自家発電によって賄われる電力分に相当する電力量料金単価は安価な単価として算定される。</p> <p>当社がコージェネレーションシステムを提案している業務用需要家に対しては、ほとんどの場合、電力会社から「業務用高負荷率型電力」の提案があり、それらの需要家は、自家発電設備のバックアップを電力会社に頼らざるを得ない実態から、需要家は自家発補給電力の契約を締結しない選択が事実上できず、コー</p>	<p>○ 自家発電設備の導入又は増設について独占禁止法違反となるおそれのある行為については、本指針のV2(1)イに記載しているところです。なお、実際に問題となるかどうかについては、個々の事案ごとに競争への影響等を勘案して判断されます。</p>
--	--	--	---

		<p>ジェネレーションシステムを設置することを著しく困難にしている。電力会社営業担当者の中には、特定規模需要電気供給条件における業務用高負荷率型電力を「コージェネ潰し料金」と称し、コージェネレーションや自家発電が経済的に成り立たなくなる料金として提案する実態がある。</p> <p>当該料金自体は、標準メニューではないが、従来の選択約款として規定されていたものであり、単独では問題ないとする。しかし、需要家が自家発電設備を導入し、自家発電補給電力を契約した場合、当該料金の制度で実績基準需要電力に自家発電補給電力の契約電力を加算する規定になっているため、自家発電した電力量に相当する電力量料金部分だけが、他標準メニューの単価に比べ著しく安価に算定される料金構造になっている。これは、電力会社から自家発電補給電力の契約を行わざるを得ない実態や電力会社もそれを強要している実態から考えれば、コージェネレーションシステム等の自家発電を導入しようとする需要家に対して、その導入の断念を余儀なくさせる取引であり、当社の事業活動を実質的に制限することから、独占禁止法上も問題のある行為であると考えられる。</p> <p>d 系統連系等における問題のある行為</p> <p>当社がコージェネレーションシステムの提案を行っている営業の現場では、複数台のシステムの導入を検討している需要家に対し、電力会社営業担当者からは合計容量に対する自家発電補給電力の契約条件を付けられたり、系統連系協議の場で、熱主電従運転で電力ピーク時にコージェネレーション設備を運転しない旨を伝えたにも関わらず、自家発電補給電力の締結を連系協議の条件として提示されたりしている事例が発生している。いずれの場合も口頭であり、文書を求めると条件を撤回している。こういった行為も当社の事業活動に不当に制限を加えるものであり、電力会社が系統連系等に関して独占的な立場にあることを利用して、他の供給条件を強いる行為は公正競争上の問題がある。</p> <p>【ガス事業関係者】</p>	<p>○ 自家発電補給等について独占禁止法違反となるおそれのある行為については、本指針のV 2 (1) イに記載しているところです。なお、実際に問題となるかどうかについては、個々の事案ごとに競争への影響等を勘案して判断されます。</p>
一般電気事業者への要望		<p>○ 電力会社は、改定原案の望ましい行為に基づき、特別高圧供給の瞬時逆潮流を認めない理由を速やかに説明するとともに、認めないことの合理的な理由がなければ直ちに瞬時逆潮流を前提としたガスコージェネレーションの設置を認めるべきで</p>	<p>○ 本指針及び、系統連系ガイドラインの趣旨を踏まえ、各一般電気事業者において、適切に対応されるものと考えます。</p>

		<p>ある。</p> <p><b>【ガス事業関係者】</b></p> <p>○ 今後は、各電力会社には、本指針に沿った系統連系の運用を行なうことを期待します。</p> <p><b>【電気・ガス機器販売業者、工務店、個人】</b></p> <p>○ 約款の運用に関する判断基準の作成については、電力会社が独自基準にはとどまらず、今後電力会社の供給約款に適切に明記することをこころがけ、誰が見ても明確な基準となることを期待します。</p> <p><b>【デベロッパー、個人】</b></p> <p>○ 私どもも、電気と競合するエネルギーであるガスを供給する事業者として、記載された内容が実取引の面で担保されていくよう注視していきたい。一般電気事業者においては、一般電気事業者と競争者間にある情報の非対称性に鑑み、関連する基準や社内規定を公表するなど、ガイドラインの趣旨に則り一層の説明責任を果たしていただくことをお願いしたい。</p> <p><b>【ガス事業関係者】</b></p> <p>○ 家庭用のコージェネレーションを電力系統へ連系する場合には、電力会社と連系照会についての協議を行うことになるが、1kW程度のコージェネレーションの系統連系照会について、業務用のコージェネレーションと同様に2ヶ月程度の期間を要する可能性があるが、そのような行為は電力会社による照会業務の不当遅延と史料するので、改善を行っていただきたい。</p> <p><b>【ガス事業関係者】</b></p>	
--	--	---	--